

令和 2 年 1 月

治 安 の 回 顧 と 展 望

(令和 2 年版)

警 察 庁 警 備 局

- ※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和2年11月30日現在のものである。
- ※ 「令和元年中」には、平成31年1月1日から同年4月30日までの期間を含む。

目 次

第1章 新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組	1
第1 国際関係	1
1 中国における新型コロナウイルス感染症の発生と世界保健機関 (WHO) の対応	1
第2 国内関係	1
1 新型コロナウイルス感染症への政府の対応	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の状況	2
3 警察の取組等	3
(1) 警察庁の対処体制	3
(2) 空港・医療機関等における警戒警備	3
(3) 「コロナ禍」における警察力の確保	3
(4) サイバー攻撃に係る注意喚起	4
(5) 関連する犯罪の取締り・防犯情報の提供	4
(6) 都道府県知事による住民に対する外出・移動の自粛要請に伴う 警察の対応	4
(7) 警察関係行政手続の臨時措置等	5
(8) 感染拡大防止のための取組	5
第2章 治安を取り巻く諸情勢	6
第1 国際関係	6
1 北朝鮮をめぐる情勢	6
(1) 朝鮮労働党中央委員会第7期第5回全員会議の開催	6
(2) 内政・経済関係	7
(3) 軍事関係	10
(4) 外政関係	10
2 中国をめぐる情勢	12
(1) 習近平指導部の動向	12
(2) 人民解放軍の動向	15
(3) 台湾情勢	17
3 ロシアをめぐる情勢	18
(1) プーチン政権の動向	18
(2) 米国への対応	19

(3) ウクライナ等への対応	20
4 日韓関係をめぐる動向	21
(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向	21
(2) 慰安婦問題をめぐる動向	22
(3) 韓国向け輸出管理の運用見直し問題をめぐる動向	23
(4) 日韓秘密軍事情報保護協定（日韓G S O M I A）をめぐる動向	24
5 米中関係をめぐる動向	24
(1) 先鋭化する米中対立	24
(2) 中国ハイテク企業に対する制裁等をめぐる動向	25
6 イランを取り巻く動向	26
(1) 米国・イラン関係の緊張	26
(2) イラン核開発問題をめぐる動向	28
7 米国大統領選挙	29
第2 国内関係	31
1 菅内閣が発足	31
2 野党合流をめぐる動向	31
3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向	32
(1) 工事の進捗状況等	32
(2) 沖縄県議会議員選挙	32
4 原子力政策をめぐる動向	32
5 ミサイル防衛をめぐる動向	34
6 経済・雇用情勢	34
第3章 治安情勢	36
第1 公安情勢	36
1 右翼及び右派系市民グループ	36
(1) 右翼の抗議・糾弾活動	36
(2) 右翼の違法行為の取締り	38
(3) 右派系市民グループをめぐる動向	38
2 極左暴力集団	39
(1) 革マル派	39

(2) 中核派	40
(3) 革労協	42
(4) 成田空港をめぐる情勢	42
(5) 極左暴力集団対策の推進	43
3 オウム真理教	44
(1) 教団の状況	44
(2) オウム真理教対策の推進	46
4 日本共産党	47
(1) 日本共産党第28回大会の開催結果	47
(2) 党勢拡大に向けた取組	49
(3) 全国労働組合総連合の動向	49
5 大衆運動	50
(1) 沖縄県内における反基地運動	50
(2) 原子力政策をめぐる反対運動	51
(3) 憲法改正等をめぐる反対運動	51
(4) 反グローバリズム運動	52
(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動	52

第2 外事情勢	54
1 北朝鮮	54
(1) 朝鮮総聯	54
(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙	56
(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案	56
2 北朝鮮による拉致容疑事案等	56
(1) 拉致容疑事案等	56
(2) 拉致容疑事案等をめぐる動向	57
(3) 今後の取組	57
3 中国	58
(1) 日中関係	58
(2) 中国による対日諸工作等	59
4 ロシア	61

(1) 日露関係	61
(2) ロシアによる対日諸工作等	62
5 経済安全保障に関する取組	63
6 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策	64
(1) 國際的な取組	64
(2) 違法行為の取締り	64
7 不法滞在者対策	64
(1) 外国人入国者等の動向	64
(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策	65
第3 国際テロ情勢	66
1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威	66
(1) イスラム過激派	66
(2) 我が国を標的とするテロの脅威	67
2 日本赤軍及び「よど号」グループ	68
(1) 日本赤軍	68
(2) 「よど号」グループ	68
3 国際テロ対策等	69
(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等	70
(2) 水際対策の強化	71
(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策	71
(4) 重要施設の警戒	72
(5) NBCテロ対策	72
(6) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化	73
(7) スカイ・マーシャルの運用	73
(8) 国境離島警備体制の強化	74
(9) 防衛省・自衛隊との連携	74
(10) 武力攻撃事態等への対処	74
(11) 国際協力の推進	75
第4 サイバー空間における警備情勢	76
1 サイバー攻撃の脅威	76

(1) サイバーテロ	76
(2) サイバーインテリジェンス	76
(3) サイバー攻撃の手口	76
2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況	77
(1) 国内	77
(2) 国外	77
3 サイバー攻撃対策	81
(1) 体制	81
(2) サイバー攻撃の実態解明	81
(3) 官民連携の推進	82
(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた サイバー攻撃対策の推進	83
第4章 警備実施	84
第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた諸対策	84
1 政府における枠組み	84
2 警察の取組	85
第2 警衛・警護	86
1 警衛	86
2 警護	86
(1) 国内要人	86
(2) 外国要人	87
第5章 自然災害等への対応	88
第1 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え	88
第2 地震による被害	88
第3 大雨による被害	88
1 令和2年7月豪雨の概要	89
2 令和2年7月豪雨に伴う警察措置等	89

第4 台風による被害	90
1 台風第10号の概要	90
2 台風第10号に伴う警察措置等	90
第5 各種感染症への対策	90
1 新型インフルエンザ等への対応	90
2 その他国際的に脅威となる感染症への対応	91

資料

- 1 右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼運動に伴う事件の検挙状況 … (1)
- 2 令和2年中における右翼等による主な事件の検挙状況 ……………… (2)
- 3 極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 … (3)
- 4 オウム真理教の拠点施設等 ……………… (4)
- 5 北朝鮮関係諜報事件一覧表 ……………… (5)
- 6 北朝鮮による拉致容疑事案 ……………… (7)
- 7 対北朝鮮措置に係る事件一覧表 ……………… (8)
- 8 大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表 ……………… (12)
- 9 来日外国人入管法違反の検挙人員の推移 ……………… (15)
- 10 国際テロ事件発生状況 ……………… (16)
- 11 令和2年中における主な行幸啓及びお成り一覧表 ……………… (17)
- 12 平成7年以降の主な自然災害による被害 ……………… (18)
- 13 令和2年中における警備関係事件主要判決 ……………… (19)
- 14 主要事件・災害等発生日・記念日一覧表 ……………… (20)

年表（令和元年12月～令和2年11月）

第1章 新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

第1 国際関係

1 中国における新型コロナウイルス感染症の発生と世界保健機関（WHO）の対応

令和元年（2019年）12月31日、世界保健機関（以下「WHO」という。）から、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生している旨の発表がなされ、その後、当該肺炎が新型コロナウイルス感染症によるものである旨の発表がなされた。令和2年（2020年）1月31日（日本時間）には、感染拡大を受け、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）（注）」を宣言した。

WHOの発表によれば、これまでに5,780万人超が感染し、130万人超が死亡した（11月22日現在）。

（注） PHEIC : Public Health Emergency of International Concern の略

第2 国内関係

1 新型コロナウイルス感染症への政府の対応

我が国においては、令和2年（2020年）1月15日に初の感染者が確認され、同月29日からは、政府が派遣したチャーター機により中国湖北省に在留する邦人等が帰国した。また、感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、同月30日に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。同年2月1日には、政府において、入国拒否対象地域の指定等の水際対策が実施されたほか、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として指定された。同月25日には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、また、同年3月13日には、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等とみなすことなどを内容とする新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・公布された（同月14日施行）。さらに、同年4月19日に予定さ

れていた立皇嗣の礼（注1）や、同年7月24日から開催が予定されていた2020年東京オリンピック・パラリピック競技大会（注2）については、それぞれ延期されることが発表された。

（注1） 延期されていた立皇嗣の礼は、令和2年11月8日に行われた。

（注2） 令和2年（2020年）3月30日、国際オリンピック委員会（IOC）において、東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から同年8月8日にかけて、東京パラリンピック競技大会は同年8月24日から同年9月5日にかけて開催されることが決定された。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置の状況

令和2年3月26日には、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあるなどとして、特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が政府に設置された。同月28日、同本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定された。

同年4月7日、新型コロナウイルス感染症のまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるなどとして、特措法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ、緊急事態措置を実施すべき期間を同日から同年5月6日までとし、実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする旨が公示された。同年4月16日には、緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたほか、同年5月4日には、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態宣言に係る緊急事態措置を実施すべき期間を同月31日まで延長する旨が公示された。

同月14日、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県以外の県については緊急事態を解除する旨が公示され、さらに、同月21日には、京都府、大阪府及び兵庫県については、緊急事態を解除し、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする旨が公示された。同月25日、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととされ、特措法第32条第5項の規定による緊急事態解除宣言がなされた。

3 警察の取組等

警察では、職員の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるなど、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進している。

(1) 警察庁の対処体制

警察庁では、令和2年1月26日、警備局長を長とする「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対策本部」を設置し、同月30日、次長を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組した。同年3月26日には、政府に特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことを受け、警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

(2) 空港・医療機関等における警戒警備

警察では、令和2年1月29日以降、政府チャーター機により中国から帰国した在外邦人等の入国に伴う混乱の防止を図るため、空港、医療機関等における警戒警備を実施したほか、同年2月3日以降、神奈川県横浜市の横浜港に到着したクルーズ船における大規模な検疫の実施に伴い、同港周辺等における警戒活動や患者等の搬送支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症に係る検疫の強化により、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者等が増加することとなったことから、警察庁では、厚生労働省をはじめとする関係機関との情報共有や協力を緊密に行うとともに、関係都府県警察では、検疫所長や空港管理者との連携を強化し、円滑な検疫の実施に協力しつつ、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港その他の検疫所長が指定した施設（検査を受けた者が結果が判明するまで待機する場所）等における警戒警備等を実施している。

(3) 「コロナ禍」における警察力の確保

警察では、不測の事態に的確に対処するため、時々刻々変化する情勢に応じ、警察職員の感染防止や、感染発生時の業務継続のための体制の確保に取り組んでいる。例えば、機動隊等の訓練や災害対応等における感染防止対策

にも留意するなど、緊急事態対処に備えた集団警備力の維持確保に努めている。

(4) サイバー攻撃に係る注意喚起

利用者が急増しているウェブ会議システムについて、悪意のあるユーザーの用意したリンク先に接続することで、認証情報を窃取されたり、プログラムを起動されたりする可能性があるといったぜい弱性が指摘された。これを受けて、警察では、令和2年4月上旬に重要インフラ事業者等に対して、このようなぜい弱性を利用したサイバー攻撃に対する注意喚起を実施した。

また、国外において新型コロナウイルス感染症に関連する研究機関がサイバー攻撃の被害に遭っている状況を踏まえ、警察では、同年4月以降、国内の製薬事業者等に対して、

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連したメールに注意し、安易に添付ファイルを開いたり、メール本文内のリンク先に接続したりしない。
- ・ 不要なサービスを停止する、不要なポートを閉じるなど、保有する情報システムのセキュリティ対策を行う。
- ・ セキュリティ関係機関等から発信される注意喚起を定期的に確認する。

などの注意喚起を実施した。

(5) 関連する犯罪の取締り・防犯情報の提供

警察では、感染拡大に伴う混乱等に乘じた犯罪に関する情報の入手に努めるとともに、取締りを徹底している。

また、こうした犯罪を防止するため、地域の犯罪の発生状況等に応じてウェブサイト、電子メール、SNS（注）、チラシ等の各種広報媒体や巡回車両によるスピーカー広報等を通じて防犯情報の提供や注意喚起に努めるとともに、各種犯罪の発生状況を踏まえたパトロール等の警戒活動を強化している。

（注）SNS：Social Networking Serviceの略

(6) 都道府県知事による住民に対する外出・移動の自粛要請に伴う警察の対応

警察では、都道府県知事による住民に対する外出の自粛要請に伴い、繁華街でのトラブル等の発生を防止するため、地域警察官によるパトロールを強化するなどの措置を講じた。

また、都道府県知事からの要請等を踏まえ、こうした活動を通じて、状況に応じ、国民に対し、外出の自粛要請が行われている旨の一般的な声掛けを行うなどの協力を行ったほか、道路管理者等と連携し、交通情報板等を活用して移動の自粛要請が行われている旨を周知するなどの協力を行った。

(7) 警察関係行政手続の臨時措置等

警察では、運転免許関係手続について、

- ・ 感染防止の観点から、運転免許証の有効期間の末日までに事前の申出があれば、運転免許証の裏面備考欄への記載により運転及び更新可能期間を延長する措置
- ・ 特措法に基づく緊急事態宣言が発出される中、運転免許センター等の業務が休止されたことを受け、事前の申出があれば、卒業証明書等により運転免許試験の技能試験が免除される期間を延長する措置等を講じた。

(8) 感染拡大防止のための取組

警察では、警察職員間又は警察職員と接する一般の方等への感染防止の観点から、

- ・ 手洗い、アルコール消毒液による手指消毒やマスク着用等の予防対策
- ・ 集団感染のリスクを高めるとされる「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を可能な限り避けるための勤務環境の改善
- ・ 警察署や交番の窓口への透明ビニールカーテン等の遮蔽物の設置などの取組を推進している。

第2章 治安を取り巻く諸情勢

第1 国際関係

1 北朝鮮をめぐる情勢

(1) 朝鮮労働党中央委員会第7期第5回全員会議の開催

ア 自力更生による「正面突破戦」への取組を呼び掛け

北朝鮮は、令和元年（2019年）12月28日から同月31日までの4日間、朝鮮労働党中央委員会第7期第5回全員会議を開催した。^{キムジョンウン}金正恩朝鮮労働党委員長兼国務委員会委員長（以下「金正恩委員長」という。）が平成25年（2013年）から毎年1月1日に発表していた「新年の辞」は、令和2年（2020年）は発表されなかった。

同会議では、「作り出された対内・対外情勢下での我々の差し当たっての闘争方向」などについて討議された。また、同会議において、金正恩委員長は、「歴史的報告」を行い、「我々にとって経済建設に有利な対外的環境が切実に必要なのは事実」などとして、制裁解除が必要な現状を認め、「朝米対決は（…）自力更生と制裁の対決に圧縮（集約）され、明確な対決の構図を描いている」などと指摘した。

その上で、「米国との長期的な対立が見込まれる現情勢下では、今後も敵対勢力の制裁の中で生きていかなければならない」などの認識を示しつつ、「自力更生の威力で敵の制裁・封鎖策動を総破綻させるための正面突破戦」にまい進することを呼び掛けた。

イ 対米国関係

金正恩委員長は、米国との関係について、北朝鮮が核実験と大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射の中止などの行動をとったにもかかわらず、米国が「大統領が自ら中止を公約」した米韓合同軍事演習を実施し、独自制裁を強化してきたことによって、「朝鮮半島情勢は更に危険かつ重大な段階に達している」などと指摘した。さらに、「守る相手もいない公約に我が方がこれ以上、一方的に縛られている根拠が消失した」などとして、核実験とICBM発射の中止に関する決定を破棄する可能性に言及した。

その上で、「誰も手出しすることのできない無敵の軍事力を保有して引き続き強化していくことは、我が党の揺るぎない国防建設目標」などと今後も軍事力強化を図っていく意思を表明し、「世界は間もなく、遠からず（…）新たな戦略兵器を目の当たりにすることになる」などと述べた。

また、非核化について、「目に見える経済成果と福楽だけを見て未来の安全を放棄することはできない」などとし、「自らの体制安全を保証する核抑止力は、制裁解除などのために放棄しない」との立場を改めて明確にした。さらに、「米国が対朝鮮敵視政策を最後まで追求するなら、朝鮮半島の非核化は永遠にない」などと述べ、米国に対して譲歩しないとの強い意志を示した。

ただし、「我が方の抑止力強化の幅と深度は米国の今後の対朝鮮立場に応じて引き上げられて調整されるであろう」などとし、米国との対話継続に余地を残した。

(2) 内政・経済関係

ア 新型コロナウイルス感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、北朝鮮は、令和2年（2020年）1月末から国境を封鎖するなど、徹底した防疫事業を講じている。

また、同年4月11日に行われた朝鮮労働党（以下「党」という。）の中央委員会政治局会議では、新型コロナウイルス感染症について、「全人類的な大災難へと拡大している」などと指摘した上で、「ウイルス感染の危険が短期間で解消されるのは不可能」であり、「我々の闘争と前進に一定の障害をもたらすおそれがある」との認識を明らかにした。さらに、非常に安定的な防疫情勢が維持されるとしつつも、党中央委員会第7期第5回全員会議の決定貫徹のための事業において、「一部の政策的諸課題を調整、変更することなどを討議し、政策の見直しを進めた。

そのような中、北朝鮮は、同年7月25日、党中央委員会政治局非常拡大会議を開催し、「^{ケソン}開城市で、悪性ウイルスに感染したものと疑われる越南逃走者が3年ぶりに不法に境界線を越え、去る7月19日に帰郷」したことを伝え、新型コロナウイルス流入の可能性に初めて言及した。金正恩委員

長は、「開城市を完全封鎖」するとともに、「当該地域に非常事態を宣言し、国家非常防疫体系を最大非常体制へと移行」して、「特級警報」を発令するなど、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化した。

なお、北朝鮮は、同年8月13日、党中央委員会第7期第16回政治局会議を開催し、開城市等を完全封鎖していた防疫措置に関連し、「専門防疫機関の科学的な検証と担保に従って解除する」ことを決定している。

日韓のメディアは、北朝鮮内部における新型コロナウイルス感染症患者の発生を報じているが、北朝鮮は、メディアでの報道等を通じ、新型コロナウイルスの感染者はいない旨主張している。

イ 台風被害等からの復旧事業

北朝鮮は、令和2年（2020年）8月13日に行われた党中央委員会第7期第16回政治局会議において、豪雨と洪水により、^{ファンヘブクト}黄海北道等の地域で農作物、住宅、公共施設等が深刻な被害を受けたことを報告した。

金正恩委員長は、「世界の保健危機状況に徹底的に対備するための防疫戦を力強く展開するとともに、予期せずに襲ってきた自然災害という二つの挑戦と闘わなければならない」などとした上で、復旧事業を「重要な政治的事業となるように志向させるべきもの」などと位置づけ、「党創建75周年までに復旧事業を基本的に終える」よう指示した。

さらに、同年8月から同年9月にかけて、北朝鮮に3つの台風が相次いで上陸したところ、北朝鮮は、党中央委員会第7期第17回政治局拡大会議（同年8月25日）、党中央委員会政務局拡大会議（日時不明、同年9月6日報道）、党中央軍事委員会第7期第6回拡大会議（同年9月8日）を相次いで開催し、「台風による人命被害を徹底的に防いで農作物の被害を最小化することは、極めて重大な問題」と強調した。

また、党中央委員会政務局拡大会議では、平壌市の核心党員等で「首都党員師団」を組織して復旧作業に当たることを決定した。金正恩委員長は、首都党員に災害復旧事業への参加を呼び掛ける直筆の公開書簡（同年9月5日付け）を発表するなど異例の対応をとった。

ウ 朝鮮労働党第8回大会の招集を決定

北朝鮮は、令和2年（2020年）8月19日、党中央委員会第7期第6回全

員会議を開催し、全ての参加者の全幅的な支持・賛同により、党第8回大会を令和3年（2021年）1月に招集する決定書が採択された。

同決定書では、「予想し得なかつた挑戦」により、「経済事業を改善」できず、「国家経済の成長目標が甚だしく未達成となり、人民生活が目に見えて向上し得ないという結果」がもたらされたと経済不振を自認した。

また、金正恩委員長は、党大会を「定期的に招集」することのほか、同年に開催される党大会において、「来年の事業方向を含む新たな国家経済発展5か年計画を提示する」ことに言及した。

さらに、北朝鮮は、令和2年（2020年）10月5日、党中央委員会第7期第19回政治局会議を開催し、「全党、全国、全人民が80日戦闘を力強く展開して党第8回大会を輝かしく迎えることに関する問題」について討議した。会議では、「いまだ我々の前には無視することのできない挑戦が立ちはだかっており、今年中に到達すべき闘争目標も手に余るほど設けられている」などとして、党第8回大会を「高い政治的熱意と労働の成果」で迎えるために「年末まで80日戦闘を展開する」方針が示された。

エ 朝鮮労働党創建75周年をめぐる動向

北朝鮮は、令和2年（2020年）10月10日未明、党創建75周年にあたって、金日成広場で閱兵式を行った。金正恩委員長は、同閱兵式での演説で、時折涙声になりながら、新型コロナウイルス感染症の防疫事業や災害復旧事業に取り組む将兵や人民の苦労をねぎらい、感謝の言葉を述べた。

また、金正恩委員長は、「いまだ努力と真心が不足し、我が人民が生活上の困難から抜け出すことができずにいる」などと述べ、経済事業で成果が現れていない現状とその責が自らにあると認めた。

一方で、金正恩委員長は、「いかなる軍事的威嚇も十分に統制、管理することができる抑止力を備えた」などと軍事力の強化・発展の成果を誇示した上で、「敵対勢力によって持続的に強まる核の威嚇」などへの対抗として、「自衛的正当防衛手段としての戦争抑止力を引き続き強化していく」などと主張した。

このほか、閱兵式では、令和元年（2019年）10月2日に発射された潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）「北極星3」型と形状が類似した新型SLBM

とみられるミサイル、平成29年（2017年）11月29日に発射されたICBM「火星15」型より大型の新型ICBMとみられるミサイル等が初めて公開された。

(3) 軍事関係

北朝鮮は、令和元年（2019年）に引き続き、令和2年（2020年）3月、新たに開発したとみられる短距離弾道ミサイルの発射を4回（注）にわたって行った。

同年3月2日及び同月9日の発射は、いずれも、「朝鮮人民軍前線長距離砲兵区分隊の火力打撃訓練」の一環として行われ、同訓練を現地指導した金正恩委員長は、「前線長距離砲兵らがいかなる状況にも迅速に対応し、自らの火力戦闘任務を完璧に遂行することができるよう準備されていることに、大きな満足の意を表した」などと報じられている。

また、同年3月21日の発射については、「戦術誘導兵器の示範射撃」の一環として行われ、「人民軍部隊に引き渡される新たな武器体系の戦術的特性と威力を再確認」するとともに、「それぞれ異なって設定された飛行軌道の特性及び落下特性、誘導弾の命中性と弾道の威力が明確に誇示された」などと報じられている。

なお、同年3月以降、短距離弾道ミサイルの発射動向は報じられていないものの、同年5月24日に報道された党中央軍事委員会第7期第4回拡大会議では、「作り出された対内・対外情勢の中、国家防衛力と戦争抑止力をより一層強化しなければならないという必須的 requirement に端を発し、軍事的対策と組織・政治的対策が研究・討議」されている。同会議では、「国の核戦争抑止力をより一層強化して戦略武力を高度の撃動状態で運用するための新たな方針」が提示されたほか、「朝鮮人民軍砲兵の火力打撃能力を決定的に高める重大な諸措置」が講じられ、核戦争抑止力をさらに強化する方針が決定された。

（注） 令和2年（2020年）3月2日、同月9日、同月21日、同月29日

(4) 外政関係

ア 対米国関係

北朝鮮は、米国との関係について、令和2年（2020年）6月12日、第1

回米朝首脳会談から2周年を迎えるに当たり発表された李善權^{リ・ソングォン}外相の談話で、過去2年間の米朝関係について、米国が「情勢の激化ばかりに狂奔した」などと非難した。さらに、「二度と何の代価もなしに米国執権者に治績宣伝の種となる風呂敷包みを投げ与えない」などと主張した上で、北朝鮮は、「国の核戦争抑止力を更に強化する」との立場を表明した。

さらに、同年7月10日には、金与正^{キム・ヨ・ジョン}党中央委員会第一副部長（以下「金与正第一副部長」という。）の談話で、年内の米朝首脳会談開催について、「両首脳の判断と決心次第で開催される」などと可能性を示し、米国との対話に一定の余地を残しつつも、「無益」などと否定的な立場を示した。その上で、米国に対し、制裁解除を含む対朝鮮敵視政策の撤回を要求する一方、それに相応する北朝鮮側の行動として、「米国が求めている非核化措置ではなく、朝米協商再開に引き下げるよう米朝協議の枠組みを変更すべきである」などと主張した。

こうした北朝鮮の主張に対し、米国は、トランプ大統領が、同年7月7日、「有益だと思えば彼ら（北朝鮮）と会う」などと述べるなど、対話に前向きな姿勢を示しているものの、従前どおり、北朝鮮の非核化を追求し、北朝鮮が先に非核化措置を講じるべきとの姿勢を崩しておらず、米朝の立場の隔たりは、依然として埋められていない状況にある。

イ 対韓国関係

北朝鮮は、韓国の脱北者団体による令和2年（2020年）5月末のビラ散布を捉え、韓国政府の対応を非難した金与正第一副部長の同年6月4日付けの談話を皮切りに、対南強硬姿勢を強めた。また、平成30年（2018年）中の南北合意の事実上破棄を示唆しつつ、令和2年（2020年）6月16日には、南北協力の象徴的な施設である南北共同連絡事務所を爆破し、韓国政府と対話する意思がないことを明確に示した。

北朝鮮は、翌17日には、韓国に対する「軍事行動計画」が検討されていることを発表したが、同月23日、金正恩委員長指導の下で開催された党中央軍事委員会第7期第5回会議予備会議において、「軍事行動計画の保留」を決定した。

また、同年9月24日の韓国国防部の発表によると、北朝鮮当局が、同月21

日に北朝鮮入りを試みて北方限界線付近で失踪した漁業指導船船員を銃撃し、同人の遺体を焼却したことが明らかとなった。同日、韓国の文在寅大統領が「極めて遺憾。北朝鮮当局は責任ある措置をとらなければならない」とコメントするなど、韓国政府は北朝鮮の行動を厳しく非難した。

翌25日、韓国大統領府の徐薰国家安保室長は、「金正恩委員長が、文在寅大統領と南側同胞に大きな失望感を与えたことについて非常に申し訳ないという思いを伝えたいと述べた」などとする内容を含む党統一戦線部名義の同日付けの通知文が接到したことを発表した。加えて、同室長は、南北首脳間で同年9月前半に親書が交わされた旨発表した。

なお、韓国政府は、北朝鮮に対し、本事案の共同調査を要請するも、北朝鮮は応じる姿勢を示していない。

ウ　対中国・ロシア関係

令和2年（2020年）に入ってからは、首脳間による親書外交を除き、金正恩委員長の外交活動は行われていないが、令和元年（2019年）末に行われた党中央委員会第7期第5回全員会議では、駐ロシア北朝鮮大使等の経歴を有する金衡俊（キムヒョンジュン）が党政治局員候補に選出されるなど、对中国・ロシアとの関係強化を視野に入れたとみられる人事配置が行われている。

中朝関係については、新型コロナウイルス感染症への対応、香港情勢等をめぐり米中が対立する中、北朝鮮は、米国を非難し中国を支持・擁護する立場を表明した。一方、中国は、米朝非核化協議に関する北朝鮮の立場を擁護するなど、中朝が対米関係で歩調を合わせる状況がうかがわれた。

また、ロシアは、北朝鮮への石油製品の輸出や令和2年（2020年）5月及び同年9月に小麦計5万トンの支援を行ったことを公表した。

2　中国をめぐる情勢

（1）習近平指導部の動向

ア　新型コロナウイルスをめぐる習指導部の動向

武漢市当局は、令和元年（2019年）12月末、原因不明の肺炎患者の存在を認めていた。しかし、当初当局は積極的な広報を行わず、国内外からは、当局の初期対応や情報公開の遅れに対する批判が相次いだ。

令和2年（2020年）1月20日、中国共産党の習近平総書記は、感染症封じ込めに関する重要指示として、情報開示や宣伝工作を強化する方針を関係当局に示した。同日、中国保健当局は、新型コロナウイルスの人から人への感染が確認されたと発表した。同月23日には、武漢市当局により、武漢市の公共交通機関の運行が停止され、事実上の都市封鎖の措置がとられた。同月25日の中国共産党最高幹部による会議では、感染症対策の指導グループが新設され、同月27日には、同グループのトップに就いた李克強（りこくきょう）首相が、感染拡大後に初めて武漢市を視察するなど、国を挙げて感染拡大阻止に取り組む姿勢を示した。

同年2月3日、中国共産党最高指導部による会議において、習近平総書記は、感染症対応に不備があったことを認め、人命最優先を強調するとともに、関係機関に対し、徹底した防疫措置をとるよう指示を出した。同月7日、感染症に関するデマを流したとして処分された武漢市の医師が死亡すると、インターネット上に同人をたたえる声や政府批判が一気に拡散したことから、中国保健当局は、同人に対する「深い哀悼の意」を表明するとともに、感染の抑制に模範的な役割を果たしたとして表彰した。一方で中国共産党は、同月13日、武漢市及び同市を省都にもつ湖北省の中国共産党のトップをそれぞれ更迭するなど、地方幹部に対する責任を追及し、また、中国共産党理論誌において、習近平国家主席は感染症対策に関する指示を同年1月7日の時点で出していたと発表した。

同年3月10日、習近平国家主席は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、初めて武漢市を視察に訪れた。国営メディアは、習近平国家主席は感染の勢いを抑え込んだと強調し、また、習近平国家主席が武漢市における防疫への取組に感謝の意を伝えたと大きく報じた。そして同月19日には、前日の新規感染者数がゼロと発表され、同年4月8日に武漢市の封鎖が解除されることとなった。

同年3月26日、習近平国家主席は主要20か国・地域首脳（G20）のテレビ会議において、感染が拡大する国にできるだけの援助を行う意向を表明した。実際に150か国以上の国にマスクを含む医療物資の支援や医療専門家チームを派遣し、中国による一連の支援は、いわゆる「マスク外交」と

言わされた。感染の抑え込みに貢献し、国際的な存在感を示す狙いがあったとみられるが、一部の国からは、医療物資に多くの粗悪品が含まれていたという指摘もみられた。

中国は、感染症の拡大を防止する上で情報開示に不備があったのではないかといった各国の指摘について、「中国は一貫して、公開、透明、責任ある態度で対応してきた」などと主張し、ウイルスの発生源が中国ではないかといった指摘には、「ウイルスは米軍が武漢に持ち込んだ可能性がある」などと反応した。また、支援物資に粗悪品が含まれていたとする指摘に対しては、「使わなければいい」などと強圧な態度を示すこともあり、このような強気な中国の外交は、「戦狼外交」と呼ばれた。

同年5月22日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて開催が延期されていた全国人民代表大会が開幕した。李克強首相による政府活動報告では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について、「大きな戦略的成果を収めている」などと評価するも、「新中国の成立以来、防止・抑制が最も難しい公衆衛生事件」などとして終息宣言を見送り、例年打ち出してきた年間の経済成長率の数値目標についても、予測困難として提示しなかった。

同年10月26日から同月29日までの間、北京において、中国共産党の重要会議である第19期中央委員会第5回全体会議が開催された。会議では、中国共産党幹部が令和3年（2021年）からの経済運営方針を示す5か年計画や、令和17年（2035年）までの長期目標等を議論した。同目標では、1人当たりの国内総生産を中等先進国の水準まで引き上げることなどが明記された。

イ 香港情勢

令和2年（2020年）6月30日、全国人民代表大会常務委員会で、香港の統制を強める香港国家安全維持法（以下、この目において「国安法」という。）が、全会一致で可決され、香港政府により即日公布・施行された。

国安法は6章66条で構成され、国家の安全に危害を加える4類型の犯罪行為（国家分裂、政権転覆、テロ活動、外国勢力と結託して国家安全に危害を加える行為）が規定された。また、同法では、国家安全の維持につい

て主要な責任を持つとともに中国政府の監督と責任追及を受ける「国家安全維持委員会」や、国安法を統括する中国政府の直属治安機関「国家安全維持公署」を香港に新設することが規定された。中国は、令和元年（2019年）6月以降、香港で広がった逃亡犯人条例等改正案をめぐる抗議活動を受けて、国安法の整備を進めていたとみられる。

令和2年（2020年）7月1日、香港警察は、国安法施行に対する抗議デモにおいて、国安法違反容疑で10人を逮捕した。香港警察によれば、逮捕者的一部が、「香港独立」や令和元年（2019年）の大規模デモのスローガンであった「光復香港時代革命」の旗やプラカードを所持していたとされる。また、同年8月10日、香港警察は、中国批判で知られる香港紙「蘋果日報（アップルデイリー）」創業者の黎智英れいちえいや民主活動家の周庭ら6人ひんかしゅうていを「外国勢力と結託して国家安全に危害を加える行為」を行ったとして、国安法違反容疑で逮捕した。今後、香港における抗議活動やメディア活動に萎縮の動きが広がる可能性が指摘されている。

同年9月6日に予定されていた香港立法会選挙をめぐっては、同年7月30日、香港の選挙管理当局は、香港政府に批判的な立場の民主派候補12人の立候補資格を取り消したほか、同月31日には、林鄭月娥りんせいげつが行政長官が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由に、香港立法会選挙を1年延期すると発表しており、香港の選挙制度の形骸化が加速するとみられる。

（2）人民解放軍の動向

ア 南シナ海をめぐる動向

オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は、平成28年（2016年）7月12日、南シナ海の領有権主張をめぐり中国が主張の根拠としてきた「九段線」について、フィリピンの主張を認め、「中国が主張する歴史的権利には法的根拠はない」などとする判断を示した。しかし、中国は、この判断がなされた後も南シナ海の軍事拠点化の動きを継続しており、その実効支配を強めている。

令和2年（2020年）4月2日、南シナ海のパラセル諸島周辺海域で、中国海警局の公船がベトナム漁船と衝突し、ベトナム漁船が沈没する事案が発生した。また、同月18日、中国政府は、南シナ海の島々を管轄する海南

省三沙市に、パラセル諸島を管轄する西沙区とスプラトリー諸島を管轄する南沙区を新たに設置するとともに、同月19日には、南シナ海の計80の岩礁や海底地形について、緯度や経度等の位置情報及び中国の名称を発表した。中国政府は、行政区を新設したことに関し、「中国政府による正常な行政区画の設置であり、主権の範囲内の事柄だ」などと述べ、支配強化を正当化した。

中国が南シナ海の実効支配を進める中、領有権問題で中立の立場を原則としてきた米国は、その姿勢を転換させ対中圧力を強めている。米国のポンペオ国務長官は、同年8月13日、南シナ海における中国の主権を明確に否定する声明を発表した。また、米国政府は、同月26日、南シナ海の軍事拠点化等に関与した中国人の査証を制限すると発表したほか、同じく関与が認められる中国企業24社を輸出規制リストに追加したと発表した。

米国が南シナ海における対中圧力を強める中、同年8月26日、複数の米国メディアは、中国が南シナ海に向けて中距離弾道ミサイルを発射したと報じた。中国には、南シナ海での活動を活発化させる米国をけん制する狙いがあったとみられる。

こうした動向から、南シナ海が米中の新たな対立軸になっていることがうかがえ、米中両国は今後、南シナ海をめぐって互いにけん制しつつ、ASEAN諸国の取り込みを進めるものとみられる。

他方、ASEAN諸国は、中国の南シナ海における挑発的な行動を懸念しているが、中国の経済的な影響力を無視することはできず、米中対立と距離を置こうとする動きも見られる。

イ 中国の軍事力に関する米報告書

米国国防総省は令和2年（2020年）9月1日、中国の軍事動向に関する年次報告書を公表した。国防総省は同報告書において、現在の中国の核弾頭保有数を200発台前半と見積もり、「今後10年をめどに少なくとも倍増する」などと推定したほか、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、戦略核爆撃機による「核の三本柱」の構築を目指していると指摘した。また、潜水艦を含めた中国の艦艇数が約350隻に上るとして、「中国は世界最大の海軍を有する」と表現した。

中国国防部は同月 2 日、同報告書が「中国の軍事的脅威を誇張し、台湾海峡の緊張を高めるものだ」などと反発した。

(3) 台湾情勢

令和 2 年（2020 年）1 月 11 日、台湾の総統選が開催され、対中強硬路線をとる与党・民進党の蔡英文總統が、約 817 万票を獲得し、親中路線の野党・国民党の韓國瑜氏に大差をつけて再選を果たした。香港での逃亡犯人条例等改正案に対する抗議活動を目の当たりにした台湾市民の間で、台湾にも「一国二制度」の受け入れを迫る中国への警戒感が高まったことが、再選の勝因となった。同年 5 月 20 日、蔡英文總統は、2 期目の政権を始動させた。同日、蔡英文總統は、就任演説の中で、対中関係について、「北京当局が「一国二制度」で台湾をわい小化することは受け入れない」などと述べ、中国政府が掲げる「一国二制度」による中台統一を改めて拒否すると同時に、中国側に「平和、対等、民主的」な対話を呼び掛けた。

この演説に対し、中国側の対台湾窓口機関である国務院台湾事務弁公室の馬曉光報道官は、「民進党当局は「一つの中国」原則を受け入れず、両岸が平和的に発展する基礎を一方的に壊している」、「いかなる形での分離・独立運動も許さない」などと反発する談話を発表した。

こう着する中台関係に対し、米国は、中国との覇権争いを念頭に、台湾との関係を重視する方針を鮮明にしている。米国は同年 3 月、中国の圧力に屈して台湾と断交する国が拡大するのを防ぐことを目的とした台湾同盟国際保護強化イニシアチブ法案を制定したほか、同年 5 月には、台湾に潜水艦搭載用魚雷 18 発を含む計 1 億 8,000 万ドル（約 190 億円）相当の武器売却を決定し、議会に通告した。また、ポンペオ国務長官は、蔡英文總統の就任に際して「台湾は信頼できるパートナーだ」などと祝福する声明を発表した。さらに、米国は、同年 8 月、昭和 54 年（1979 年）の台湾との断交後に訪台した米国政府要人のうちで最高位となる閣僚級のアザー厚生長官を台湾に派遣し、台湾の新型コロナウイルス感染症対策を称賛することで、米台の結束をアピールした。

これら米台の動向に対し、中国政府は、「米国は中国にとって譲れない一線に踏み込もうとするべきではない」（同年 5 月の王毅国務委員兼外相の発

言）や「米台当局の往来に一貫して断固反対する」（同年8月の中国外務省報道官発言）などと反発したほか、中国人民解放軍東部戦区は同年8月13日、「戦区部隊は最近、台湾海峡で実戦演習を実施した」と発表するなど、米台接近の動きをけん制した。

このほか、同年7月30日、台湾の民主化に尽力した李登輝元総統が、多臓器不全等のため97歳で死去した。米国のクラック国務次官は、同年9月17日から同月19日にかけて、李登輝元総統の告別式に参列するため、台湾を訪問した。訪台中、クラック国務次官は、蔡英文総統と会談し、両者は米台協力を深化させることを確認した。この動向に対し、中国政府は同月17日、「米台間のいかなる公的往来にも断固反対し、必要な対応をとる」と報復措置を示唆した上、同月18、19日の二日連続で、台湾海峡付近での軍事演習を行い、複数の中国軍機が台湾の防空識別圏に侵入した。

今後も米台の接近動向が續けば、中国政府は対抗措置としての軍事演習を繰り返すことが予想され、台湾海峡における軍事的緊張が高まる可能性がある。

3 ロシアをめぐる情勢

(1) プーチン政権の動向

プーチン大統領は、平成26年（2014年）にウクライナのクリミアを「併合」して以降、非常に高い支持率を維持し、平成30年（2018年）3月のロシア大統領選挙では7割を超える得票率で圧勝した。しかし、同年6月にロシア政府が年金受給開始年齢を引き上げる年金改革法案を発表したところ、支持率は低下し、野党等によるプーチン政権に対する抗議活動がロシア各地で行われた。

令和2年（2020年）1月15日、プーチン大統領は、ロシア上下両院に対して施政方針を示す年次教書演説の中で、大規模な憲法改正を行う考えを表明した。この憲法改正について、同年7月1日、ロシア全土においてその是非を問う国民投票が行われ、賛成多数で承認された後、同月4日に改正憲法が発効した。今回の憲法改正の結果、旧憲法の規定に従えば令和6年（2024年）に大統領任期が満了することとなっていたプーチン大統領は、最長で令和18

年（2036年）までの統投が可能となった。

プーチン政権は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、令和2年（2020年）3月末から1か月以上の経済活動抑制措置を講じたが、これによって失業・減収を強いられた人々からは不満が噴出した。同年4月には、インターネットの地図アプリ上の特定地点にコメントを書き込める機能を利用し、同アプリの政府や地元当局の庁舎上に「プーチンは退陣しろ」などと不満を書き込む「オンラインデモ（バーチャルデモ）」が発生した。プーチン大統領の支持率は、ロシアの独立系世論調査機関による同年4月の調査で、平成12年（2000年）5月の大統領就任後最も低い水準となる59%に落ち込んだ。令和2年（2020年）7月には、極東ハバロフスク地方で、野党・自由民主党の知事が逮捕されたことに反発する数万人規模の抗議行動が行われた。抗議行動は、参加人数を漸減させながらも、長期間にわたって継続した。

今後、こうした運動の規模が拡大すれば、プーチン大統領の更なる支持率低下を招き、政権運営に支障を来す可能性もある。

（2）米国への対応

令和2年（2020年）3月30日、プーチン大統領は、トランプ大統領との電話会談で、米国での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、米国に医療機器等の提供を打診し、トランプ大統領もこれを受け入れた。電話会談は同年5月7日にも行われ、両首脳は新型コロナウイルス感染症対策での連携拡大で一致した。

同月21日、米国のポンペオ国務長官は、批准国の軍事施設を非武装の航空機により相互に査察できる領空開放条約（34か国が批准）からの離脱を表明した。トランプ大統領は「ロシアが条約を順守していない」などと批判する一方、ロシアの対応次第で再考する構えも示したが、ロシア外務省は、「いかなる違反もしていない」などと主張している。同年11月22日、米国国務省は、同条約からの正式離脱を発表した。

同年6月1日、プーチン大統領は、トランプ大統領と電話で会談した。トランプ大統領は、G7サミットにロシア等4か国を招待する意向を伝えるも、ロシア大統領府は、プーチン大統領の反応を明らかにしていない。

同年7月23日、プーチン大統領は、再度トランプ大統領と電話で会談し、新戦略兵器削減条約（新S T A R T）の延長問題等について、両国が協議していくことの重要性を確認した。

米国の政府機関は、同年11月の米国大統領選挙をめぐってロシアが干渉や偽情報の拡散を行っていると警告し、関係者に対して、米国における資産凍結等の制裁を科した。また、米フェイスブック社等も、米国の有権者に影響を及ぼそうとしていたとして、平成28年（2016年）米国大統領選挙に介入したとされるロシア企業と関連するアカウント等を削除するなどした。ロシアは、米国大統領選挙への介入を一貫して否定している。

(3) ウクライナ等への対応

ア ウクライナへの対応

平成26年（2014年）2月にウクライナのヤヌコーヴィチ政権が崩壊した後、ロシアは、ロシア系移民の多いクリミアを「併合」するなど、ウクライナへの影響力維持に向けた政策を継続した。

令和元年（2019年）12月9日、ロシア、ドイツ、フランス及びウクライナの4か国の首脳は、フランス・パリで約3年ぶりに会議を開き、ウクライナ東部で5年以上続くウクライナ政府軍と親露派武装集団との紛争の和平へ向け、年末までに停戦の完全履行を目指すことなどで合意した。

令和2年（2020年）7月22日、ロシア、親露派武装集団、ウクライナの代表は、三者会談を開き、ウクライナ政府軍と親露派武装集団との紛争を完全停戦することで合意した。同月26日、プーチン大統領は、ウクライナのゼレンスキーダー統領と電話会談し、停戦に向けた措置の順守が必要との認識で一致した。同月27日、完全停戦が発効した。

イ ベラルーシへの対応

令和2年（2020年）8月9日、ベラルーシでは大統領選挙が行われ、強権的な統治手法から「欧州最後の独裁者」と称されるルカシェンコ大統領が6選を果たした。しかし、反政権派は、選挙実施直後から、大統領選挙に不正があったとして大規模な抗議デモを行った。ベラルーシの首都ミンスクにおける毎週日曜日の大規模な抗議デモは、同月16日から長期にわたり行われている。これに対し、ルカシェンコ政権側は、同月9日以降の数

日間でデモ参加者ら6,000人以上を拘束し、その後も、毎週日曜日の大規模な抗議デモに際して数百人規模で参加者を拘束した。

他方、プーチン大統領は、同月10日、当選を確実にしたルカシェンコ大統領に祝電を送り、両首脳はその後電話会談を重ねた。同年9月14日、プーチン大統領は、ルカシェンコ大統領とロシア・ソチで会談し、改めてルカシェンコ大統領に対する全面的な支持と経済支援を打ち出した。

ウ ナゴルノ・カラバフ紛争への対応

令和2年（2020年）9月27日、アルメニアとアゼルバイジャンの係争地であるナゴルノ・カラバフ（アゼルバイジャン領内でアルメニア系住民が居住する自治州）において、両国軍による大規模な軍事衝突が発生した。

同年10月中、アルメニアとアゼルバイジャンは、ロシアや米国の仲介により、3度の停戦合意に至ったが、いずれも発効直後に合意が破られた。その後、同年11月10日、プーチン大統領は、アルメニアのパシニヤン首相とアゼルバイジャンのアリエフ大統領が停戦に合意し、3首脳が共同声明に署名したと発表した。共同声明には、ロシアが停戦を監視することや、平和維持部隊を派遣することが盛り込まれた。

4 日韓関係をめぐる動向

(1) 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる動向

旧朝鮮半島出身労働者らによる損害賠償請求訴訟をめぐり、韓国大法院は、平成30年（2018年）10月、日本製鉄（旧新日鉄住金）に賠償を命じる判決を確定させた。これに関連し、韓国の大邱地方裁判所浦項支部テグボハン（以下「浦項支部」という。）は、令和2年（2020年）6月1日、日本製鉄の一部資産の差押命令決定書が同社に届いたとみなす「公示送達」の手続をとり、同年8月4日に差押命令の効力が発生した。

これに対し、日本製鉄は、同月7日に即時抗告を行ったが、一審に当たる浦項支部は、同月13日、即時抗告を認めない決定をした。また、浦項支部は、同年10月8日、資産差押えについて日本製鉄側に意見を聞く「審問書」の「公示送達」の手続をとった。

なお、即時抗告は三審制で判断され、いまだその是非が決定されていない

ほか、資産の現金化までには、資産鑑定、売却命令等の手続が残されていることから、一連の問題は、長期化が予想されている。

これまで韓国では、立法府や原告側から複数の解決案が提示されているが、そのいずれも日本側に対応を求めるものである。そのため、日本はこれを受け入れておらず、継続して韓国側に対して国際法違反の状態の是正を求めている。

(2) 慰安婦問題をめぐる動向

ア 慰安婦像設置をめぐる動向

(7) 韓国国内の動向

韓国の釜山市東区は、令和2年（2020年）8月4日、同区内の日本国総領事館前に設置されている慰安婦像について、設置者である市民団体に道路占用許可を出した。

同団体は、平成28年（2016年）末に慰安婦像を設置して以降、道路を不法に占用する状態が続いていたが、令和元年（2019年）9月に歴史的事件を記念する銅像・造形物の路上設置を認める条例案が釜山市議会で可決され、令和2年（2020年）6月には、像の設置に必要な道路占用料（年間約7万円）を免除する条例案も可決されたことから、同年7月に道路占用許可を同市東区に申請していた。

こうした中、丸山浩平在釜山総領事は、同年8月6日、東区庁を訪れ、在外公館の品位保護を義務付けた外交関係に関するウィーン条約にそぐわず、日韓関係を損なうと抗議し、許可の取消しを求めた。一方、東区は、「適法な手続によって許可は出されており、取り消すことはできない」などとして、日本側の要求を拒否した。

また、同月14日には京畿道安山市、翌15日には同道驪州市において、それぞれの市内に設置された慰安婦像の除幕式が行われた。

(1) 韓国国外の動向

ドイツの韓国系市民団体は、令和2年（2020年）9月28日、ベルリン市中心部のミッテ区において、慰安婦像の除幕式を行った。これに対し、同年10月1日、茂木敏充外相がマース独外相との電話会談で慰安婦像の撤去を求めたところ、ミッテ区は、同月8日、像の設置許可を取り消し、

市民団体に撤去を要請すると発表した。

一方、韓国系市民団体は、同月12日、ミッテ区の決定を不服とし、ベルリンの裁判所に異議申立てを行ったほか、同月13日には、在独韓国人ら約200人を集め、慰安婦像からミッテ区庁舎までの間をデモ行進するなどした。これを受け、ミッテ区は、同日、慰安婦像の設置を当面認め、今後は裁判所の判断を待って対応を検討する方針を示した。

イ 元慰安婦らによる訴訟

元慰安婦らが平成28年（2016年）12月、日本政府を相手取って起こした損害賠償請求訴訟について、1件目の訴訟が令和元年（2019年）11月に審理が開始され、令和2年（2020年）4月24日には、別の元慰安婦らによる同種訴訟の第1回口頭弁論がソウル中央地方裁判所で開かれた。ただし、日本政府は、主権免除の原則から訴えは却下されるのが相当として、いずれも欠席している。

ウ 「日本軍性奴隸制問題解決のための正義記憶連帯」（正義連）の疑惑

元慰安婦の李容洙は、令和2年（2020年）5月7日、記者会見を開き、「日本軍性奴隸制問題解決のための正義記憶連帯」（正義連）について、同団体が集めた資金が「どこに使われたか分からぬ」などと不透明な会計処理を指摘するとともに、同年4月の国会議員選挙で当選していた尹美香前理事長について、「国会議員になってはならない」などと語った。

韓国検察は、正義連の事務所等の捜索を行ったほか、同年8月13日、横領等の疑いで尹美香議員（共に民主党）の取調べを行い、同年9月14日には、同人を詐欺、業務上横領等の8つの罪で在宅起訴した。

(3) 韓国向け輸出管理の運用見直し問題をめぐる動向

韓国産業通商資源部の李浩鉉貿易政策官は、令和2年（2020年）5月12日、韓国に対する日本の輸出管理厳格化措置に関し、「日本が挙げた課題は改善された」などと見解を示し、同月末までに措置撤回を判断して回答するよう日本側に求めた。

同年6月2日、韓国産業通商資源部の羅承植貿易投資室長は、「日本からの回答はあったが、期待したものではなかった」などとし、世界貿易機関

(WTO)への提訴手続を再開する旨を発表した。同年7月29日には、第一審に当たる紛争処理小委員会（パネル）が設置された。

(4) 日韓秘密軍事情報保護協定（日韓GSOMIA）をめぐる動向

韓国外交部の康京和長官は、令和2年（2020年）7月2日、日韓軍事情報包括保護協定（以下「協定」という。）に関連して、「政府はいつでも終了する権限を維持するという前提の下、日本の輸出規制等、様々な動向を分析しながら我々の立場を整理していく」などと語り、同部の金仁澈報道官も、同年8月4日、協定をいつでも終了させることができる旨を強調し、「1年ごとに延長されるという概念はもはや適用されない」などと述べた。

同月25日、協定は終了通告期限を迎えたものの、韓国側に通告の動きはなく、協定は当面維持される見通しとなった。

5 米中関係をめぐる動向

(1) 先鋭化する米中対立

ア 米中貿易摩擦をめぐる動向

令和2年（2020年）1月、米中両政府は、貿易交渉をめぐる対立収束のため、「第一段階」の合意の文書に署名し、同合意は発効した。以後、双方は同合意に基づき発動済み関税の引下げを行うなど、平成30年（2018年）から続く米中貿易摩擦は緩和に向かうとみられた。

しかし、令和2年（2020年）に入り、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスの発生源や同ウイルスへの初期対応等をめぐり、両国は、互いを非難し合ってきた。こうした動向が貿易交渉にも影響を及ぼし、いまだ「第二段階」の合意に至っていないなど、先行きは不透明さを増している。

イ 対立の多様化・先鋭化と米国による対中姿勢の強硬化

米中対立は、貿易摩擦や新型コロナウイルスに加え、他の問題においても深まり、対立点の多様化の様相を呈している。

(7) ウイグル人権法及び香港自治法の成立等

令和2年（2020年）6月17日、特朗大統領は、中国新疆ウイグル自治区の少数民族弾圧に関与した中国当局者に対する制裁を可能にするウイグル人権法案に署名し、同法は成立した。

また、同年7月14日、トランプ大統領は、中国政府による香港の統制を強化する香港国家安全維持法の導入を受け、同地域の自治侵害に関与した中国当局者らに制裁を科す香港自治法案に署名し、同法が成立したと明らかにした。同時に、米国が香港に認めてきた経済面等の優遇措置を終了する大統領令にも署名したと発表した。

(1) 米国国務長官らによる対中強硬演説と双方の総領事館閉鎖

令和2年（2020年）6月下旬から同年7月下旬にかけ、ポンペオ国務長官ら4人の米国政府高官は、相次いで中国の体制を厳しく批判する演説を行い、政権の方針として中国に政策変更を迫る強硬姿勢を鮮明にした。

また、同年7月21日、米国政府は、在ヒューストン中国総領事館の閉鎖を要求し、同月23日、ポンペオ国務長官は同総領事館を「スパイ活動と知的財産窃取の拠点」などと断じた。

これに対し中国側は、在成都米国総領事館の閉鎖を通知した。中国外交部の汪文斌副報道局長は、「米国のとった理不尽な行動への正当で必要な対応」などと強調したほか、ポンペオ国務長官の演説について「イデオロギー的な偏見と冷戦思考に満ちている」などとして、「強烈な憤慨」を表明するなど、両国の対立は一層尖鋭化している。

(2) 中国ハイテク企業に対する制裁等をめぐる動向

令和2年（2020年）2月18日、米国の連邦地方裁判所は、中国の通信機器最大手の「華為技術（ファーウェイ）」による、同社製の通信機器やサービスが米国政府の調達で禁じられたのは同国の憲法違反であるとする訴えを棄却した。

同年3月12日、トランプ大統領は、安全保障上の脅威がある通信機器を米国から排除する法案に署名し、同法は成立した。令和元年（2019年）、米国連邦通信委員会は、ファーウェイ等を安全保障上の脅威となる企業として同社等製品の利用を禁止する規制の導入を決めていた。令和2年（2020年）6月30日、同委員会は、ファーウェイを安全保障上の脅威に当たる企業として正式に指定し、米国政府から補助金を受けた米国内の通信企業に対し、同社製品の購入を禁じる規制を施行した。

同年8月13日には、ファーウェイを含めた中国企業5社の製品を利用する企業と米国政府機関が契約することを禁じる規制が施行された。

また、次世代通信規格（5G）のインフラ整備をめぐっては、英国政府が、同年7月に5G整備からファーウェイの機器を段階的に排除することを決定した。5Gのインフラ整備から同社を排除する動きは、既にオーストラリア、ニュージーランドでもみられており、この後、フランス政府も同様の方針を示した。また、カナダでは、通信大手2社が、5G通信網でファーウェイ製通信機器を採用しない方針を示した。

同年7月末、トランプ大統領は、動画アプリ「TikTok（ティックトック）」を運営する中国の北京字節跳動科技（バイトダンス）と、通信アプリ「微信（ウィチャット）」を運営する中国のテンセントについて、米国での取引を禁じる意向を示し、同年8月6日、同取引を禁止する大統領令に署名した。ホワイトハウスの声明によると、中国のアプリは、「安全保障上の脅威」と指摘され、ティックトックとウィチャットについては、「情報が中国共産党に流れる恐れがある」などとされた。同月14日には、バイトダンスに対してティックトックの米国事業の売却を命じ、同年9月15日までにバイトダンス側が売却しなければその利用を禁止するとした。一方、中国は、同年8月28日に「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」の改訂を発表したが、ティックトックに使われている技術が、同リストの輸出規制の対象となる可能性が指摘されている。

米国の連邦地方裁判所は同年9月27日、ティックトックの禁止措置の一時差し止めを命じた。これを不服とした米国政府は同年10月8日、ティックトックの配信禁止措置を執行するために連邦控訴裁判所に上訴した。禁止措置の是非は、法廷で引き続き争われている状況にある。

6 イランを取り巻く動向

(1) 米国・イラン関係の緊張

令和元年（2019年）12月27日、イラク北部キルクーク近郊の米軍の駐留する基地がロケット弾による攻撃を受け、米国人1人が死亡した。米国政府は、親イラン組織による攻撃を主張し、報復として、同月29日、米国国務省が外

国テロ組織に指定するシア派組織「カタイブ・ヒズボラ」のイラク及びシリアの拠点5か所に対して空爆を実施し、少なくとも戦闘員25人が死亡した。この空爆を受け、同月31日、バグダッドの在イラク米国大使館に対する抗議活動が行われ、一部が大使館敷地内に侵入した。

令和2年（2020年）1月3日、イランのイスラム革命防衛隊（IRGC）の精銳「コッズ部隊」のソレイマニ司令官及びカタイブ・ヒズボラのムハンディス司令官を含む7人が、バグダッド国際空港付近を車両にて移動中、米国の無人機ミサイルによる攻撃を受け、死亡した。同日、米国国防省は声明において「大統領指揮の下、海外に展開する米国人を守るための防衛措置を執った。ソレイマニ司令官は、イラク等で米国の外交官と軍人に対する攻撃を計画していた」と説明した。

同月8日、米軍と有志連合軍が駐留するイラク国内のアル・アサド空軍基地及びクルド人自治区アルビルの基地に向、イランが十数発以上の弾道ミサイルを発射した。攻撃について、イラン政府は事前にイラク政府に通知していたとされ、また、イランのザリーフ外相はツイッターで、「相当の措置を完了した。イランはエスカレートすることを望んでいない」と表明し、戦争を回避したいとする立場を表明した。イラン最高指導者ハメネイ師は演説で、今次攻撃について、「平手打ちを食らわせた」、「この地域における米軍の存在を終わらせることが重要だ」と述べた。

同日、176人が搭乗するウクライナ国際航空機が、首都テヘランのイマーム・ホメイニ国際空港を離陸して間もなく、イランから発射された2発の地対空ミサイルにより撃墜され、搭乗者全員が死亡した。イラン当局は当初、事故であると発表していたが、同月11日、イラン軍は、人為的ミスによる誤射で撃墜したことを認めた。ローハニ大統領は、遺族に対し謝罪するとともに、誤射について捜査し、責任者に対する法的措置を執ることを表明した。

同年6月29日、イランの検察当局は、ソレイマニ司令官の殺害に関与したとして、トランプ大統領ら36人の逮捕状を取得し、国際刑事警察機構（ICPO）に、「国際逮捕手配書」（赤手配書）の発行を要請した。これに対して、米国国務省は、「政治的な性質を持つ問題で、国家安全保障のほか、国際平和や国際安定の促進に一切関係ない」と指摘した。ICPOも声明で、「いか

なる政治、軍事、宗教及び人種に絡む介入や活動は禁じられており、要請を検討することはない」と発表した。

平成27年（2015年）に、イランと国連の安全保障理事会常任理事国（米国、英國、フランス、ロシア及び中国）にドイツを加えた6か国との間で合意されたイランの核問題に関する包括的共同作業計画（以下「核合意」という。）に基づき、国連安保理決議で規定されたイランに対する武器禁輸措置が、令和2年（2020年）10月18日に、期限満了を迎えた。イラン政府は、同日、必要な武器等を制限を科されることなく誰からでも購入することができるとする声明を発表した。一方、ポンペオ国務長官は、同日、米国はイランへの、またイランからの通常兵器の供給、販売又は移転に実質的に寄与した個人又は団体に対し、米国内法を適用し制裁を科す準備ができているとの声明を出し、翌19日には、米国独自の制裁対象となっているイラン企業と取引のある個人や企業に制裁を科すことを発表した。

同年11月3日、対イラン外交政策に影響を与える米国大統領選挙が実施されたが、ハメネイ師は、「誰が当選しようが、イランの対米政策は変わらない。」と述べた。

(2) イラン核開発問題をめぐる動向

平成30年（2018年）5月、米国は、核合意から離脱した。その1年後の令和元年（2019年）5月8日に、イランは核合意の一部履行停止を表明し、以降、低濃縮ウラン貯蔵量とウラン濃縮度、遠心分離機開発等を制限する規定の履行を段階的に停止している。

令和2年（2020年）1月5日、イランは核合意で規定されたいかなる制限も遵守しないとし、無制限にウラン濃縮を行うと表明した。

これを受け、同月14日、英國、フランス、ドイツの3か国は、核合意に規定され、最終的には国連制裁の再開に至り得る紛争解決手続（期間は15日）を進めるとした共同声明を発表したが、同月24日、EUのボレル欧州連合外務・安全保障政策上級代表は、「問題が複雑であることを踏まえ、さらなる時間が必要との見解で一致した」と述べ、紛争解決手続を延長する方針を表明した。

同年7月2日、イラン中部イスファハン州ナタンズの核関連施設において、

火災や爆発が発生したと報じられた。ナタンズの施設は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の査察の対象となっている施設の一つであり、IAEA監視の下、遠心分離機を使用して濃縮ウランを製造している。iran政府は、事故の原因は特定されたとしながらも、治安上の懸念から、適切な時期になるまでは公表しないと発表した。同月5日、イスラエルのガント国防相は、「iranで起きる全ての出来事にイスラエルが必ずしも関与しているわけではない」と述べた。同年9月6日、iran原子力庁の報道官は、ナタンズの核関連施設における火災の原因について、「破壊活動だった」「工作員を特定した」と述べ、犯行に関わった組織や個人については明らかにしていなかったが、同年11月28日、iranメディアは、iran原子力庁が、イスラエルが関与したという見方を示したと報じた。

同年8月26日、iranは、同国を訪問していたIAEAのグロッッシ事務局長に対して、過去に未申告で核開発をしていた疑いがありながらこれまで査察を拒否していた国内2か所の核関連施設への立入りを認める方針を伝え、同年9月4日、IAEAは、そのうちの1か所の査察を実施、さらに、同月30日には、2か所目の査察を実施した際に、微量の核関連物質などを検出できる「環境サンプル」を採取したと発表した。

同年11月11日、IAEAは、iranの低濃縮ウラン貯蔵量が、核合意により規定されている上限の202.8キログラムの約12倍となる、2,442.9キログラムに達したと指摘した。

同年11月27日、テヘラン近郊において、iranの核開発で中心的役割を担っているとされ、イスラエルがiran核兵器プログラムの「父」と呼ぶモフセン・ファフリザデが何者かに襲撃され、死亡した。同月28日、ローハニ大統領は、イスラエルによる犯行であると主張し、適切な時期に報復をすると表明した。

7 米国大統領選挙

令和2年（2020年）8月、民主党はジョー・バイデン前副大統領を、共和党はトランプ大統領をそれぞれ党の大統領候補に指名した。

同年11月3日、米国大統領選挙の投開票が行われた。総投票者数は1億5,800

万人を超える、投票率も66%超と1900年以来の高さとなった（注）。この背景には、感染症対策や人種差別問題への対応など、トランプ氏の政権運営に審判を下す選挙として注目が集まつたほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各州において郵便投票の条件が緩和されて利用者が増えるなど、多くの有権者が期日前投票を行つた影響があるとみられている。

同年11月7日、米メディアは、バイデン氏が全米総数538人の選挙人のうち、当選に必要な選挙人270人超を獲得したとして「当選確実」を報じた。同日、バイデン氏は地元デラウェア州で演説し、「国民が声を上げ、明白な勝利をもたらした。国民を分断するのではなく、結束させる大統領になる」と勝利宣言を行つた。一方、トランプ氏は、米国大統領選挙の伝統となつてゐる敗北宣言を出さず、郵便投票の有効性を争う法廷闘争を続ける方針を示した。

なお、大統領選挙と合わせて、米連邦議会の上下両院選挙が行われた。定数435の全議席が争われた下院は、民主党が議席の過半数を確保し、多数派を維持した。定数100のうち35議席が争われた上院の獲得議席（非改選を含む）は、共和党が50議席、民主党が48議席となつた。残る2議席は、令和3年（2021年）1月に行われるジョージア州の決選投票で決着することとなる。

トランプ氏の任期は、令和3年（2021年）1月20日に終了し、バイデン氏が第46代大統領に、カマラ・ハリス上院議員が米国史上初の女性副大統領にそれぞれ就任し、平成29年（2017年）以来、4年ぶりの民主党政権が発足することとなる。バイデン氏は、国際協調や同盟を重視する立場であり、トランプ氏が推し進めた「米国第一」主義からの転換を図るとみられる。

（注） 米フロリダ大の「米選挙プロジェクト」による令和2年（2020年）11月4日時点の推計

第2 国内関係

1 菅内閣が発足

安倍晋三首相（当時）は、令和2年（2020年）8月28日、首相官邸で記者会見を行い、持病の潰瘍性大腸炎の悪化を理由に辞任する意向を表明した。

同年9月14日、自由民主党総裁選の投開票が党本部で行われ、菅義偉官房長官（当時）が岸田文雄政調会長（当時）と石破茂元幹事長を破り、第26代総裁に選出された。

同月16日に召集された臨時国会で、菅氏が第99代内閣総理大臣に指名され、公明党との連立による菅内閣が発足した。

菅首相は、発足後の記者会見で、「安倍政権の取組を継承して前に進めていくことが私に課された使命だ」と述べ、「行政の縦割り、既得権益を打ち破って規制改革を進める。国民のために働く内閣を作る」との方針を明らかにした。

閣僚人事では、安倍内閣を共に支えた麻生太郎副総理兼財務相や新型コロナウイルス感染症対策を担う西村康稔経済再生担当相ら8人を再任し、加藤勝信前厚生労働相を官房長官に起用した。

菅首相は、省庁の縦割り打破に向け、行政改革・規制改革担当相に河野太郎前防衛相を充てるとともに、行政のデジタル化を進める「デジタル庁」の新設も表明し、デジタル改革担当相に平井卓也元ＩＴ・科学技術担当相を起用した。また、2025年大阪・関西万博に向けて万博担当相を新設し、井上信治衆議院議員を起用した。初入閣は、井上万博担当相や岸信夫防衛相ら5人であり、閣僚数は1増の20人となった。

2 野党合流をめぐる動向

令和2年9月15日、立憲民主党や国民民主党などが合流して新党「立憲民主党」が結成された。発足に伴う結党大会には、衆参両院議員合わせて150人が参加し、野党第一党の勢力となった。初代代表には、旧立憲民主党代表の枝野幸男氏が就任し、福山哲郎氏を幹事長、泉健太氏を政調会長に充てることも決定した。

また、同日、旧国民民主党の玉木雄一郎代表らは新党「国民民主党」を結成した。発足に伴う設立大会には、衆参両院議員合わせて15人が参加した。初代

代表には玉木雄一郎氏が就任し、榛葉賀津也氏を幹事長、前原誠司氏を代表代行に充てることも決定した。

3 普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる動向

(1) 工事の進捗状況等

沖縄防衛局は、令和元年12月、有識者による「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」等の検討結果を踏まえ、地盤改良工事（注）に伴う設計変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3か月、代替施設の提供手続完了までに約12年を要することなどを示した。

これらを踏まえ、沖縄防衛局は、令和2年4月21日、公有水面埋立法に基づき、米軍キャンプ・シュワブ北側の大浦湾における地盤改良工事の追加等に伴う埋立変更承認申請書を沖縄県に提出した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は本工事にも及んだ。工事関係者が感染したことを受け、同年4月17日から同年6月11日までの間、工事が中断された。

（注）防衛省は、軟弱と言われる建設予定地（米軍キャンプ・シュワブ北側の海域）の地盤に関して、地盤改良工事が必要であるものの、同工事を行うことによって、護岸や埋立てなどの工事を所要の安定性を確保して行うことが可能であることが確認されているとしている。

(2) 沖縄県議会議員選挙

任期満了に伴う沖縄県議会議員選挙（定数48）は、令和2年5月29日告示、6月7日投開票で行われた。選挙の結果、県政与党に位置する勢力は、無所属が1議席減の11議席、共産党が1議席増の7議席、社民党が1議席減の4議席、沖縄社会大衆党が1議席減の2議席、立憲民主党が初となる1議席の合計25議席を獲得し、過半数を維持した。一方、玉城デニー知事の県政に反対若しくは中立の立場を取る勢力は、自民党が4議席増の17議席、公明党が2議席減の2議席、無所属が1議席増の4議席の合計23議席を獲得した。

4 原子力政策をめぐる動向

令和2年中は、2原発4基（九州電力川内原子力発電所1、2号機、関西電

力高浜発電所3、4号機)が、テロ等の対策施設である特定重大事故等対処施設(注1、以下「特重施設」という。)の設置期限を迎えたが、いずれも設置が間に合わず、それぞれ期限前に運転を停止した。このうち、九州電力は、川内原子力発電所1号機(鹿児島県薩摩川内市)の特重施設を全国で初めて完成させ、令和2年11月17日、原子炉の運転を再開させた。

なお、平成25年(2013年)に原子力発電所等の新たな規制基準(以下「新規制基準」という。)が施行されて以降、再稼働した原子力発電所は5原発9基(関西電力大飯発電所3、4号機、同高浜発電所3、4号機、四国電力伊方発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3、4号機、同川内原子力発電所1、2号機)である。このうち、稼働中の原子力発電所は現状、九州電力玄海原子力発電所4号機及び同川内原子力発電所1号機の2基である。

核燃料サイクルをめぐっては、令和2年7月29日、原子力規制委員会が、日本原燃株式会社再処理工場(青森県六ヶ所村)の安全対策に係る事業変更許可申請に対し、安全対策の内容が新規制基準に適合しているとの審査結果を取りまとめ、同社の申請を許可した。

原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定をめぐっては、処分地の選定に向けた文献調査(注2)に、同年10月8日、北海道の寿都町及び神恵内村が応募することを決定した。経済産業省は、同年11月17日、両町村での文献調査の実施に向けた原子力発電環境整備機構(NUMO)の事業計画変更を認可し、同機構は同日から調査を開始したと発表した。

(注1) 特定重大事故等対処施設

平成25年に施行された、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則により、発電用原子炉を設置する工場又は事業所に設置が義務づけられた施設。重大事故等対処施設(重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するための機能を有する施設)のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう。

(注2) 文献調査

原子力発電環境整備機構(NUMO)は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、「文献調査」、「概要調査」、「精密検査」という3段階の調査を実施した上で処分地を選定する。この第1段階となる「文献調査」とは、全国規模の文献・デー

タに加え、地域固有の地質図や学術論文などの文献・データを調査し、過去の火山活動や断層について調べるもの。いわゆる「火山調査」。

5 ミサイル防衛をめぐる動向

河野太郎防衛相（当時）は、令和2年6月15日、地上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の配備手続を停止すると発表した。政府は、平成29年12月、弾道ミサイル開発を進める北朝鮮に対抗するためにイージス・アショアの導入を決定し、防衛省は、平成30年5月、陸上自衛隊むつみ演習場（山口県）と陸上自衛隊新屋演習場（秋田県）を配備候補地として選定していた。

河野防衛相は、同日の記者会見で、これまで地元自治体・住民に説明してきたように、迎撃ミサイルのブースターを演習場内又は海上に確実に落下させるには、システム全体の大幅な改修が必要であり、「コストと期間に鑑みて、イージス・アショアを配備するプロセスを停止する」と述べた。

6 経済・雇用情勢

政府は、我が国経済は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき危機に直面しているとして、全世帯を対象とした布製マスクの配布や全国全ての人々への一人当たり10万円の給付、官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施等の緊急的な経済対策を実行した。

新内閣を発足させた菅首相は、前述の記者会見で、感染症対策に最優先で取り組むと同時に、依然として厳しい経済状況の中で雇用を守り、事業を継続させていくことが極めて大事だとした上で、「経済の再生は引き続き政権の最重要課題だ。金融緩和、財政投資、成長戦略の三本を柱とするアベノミクスを継承して、今後とも一層の改革を進める」と述べ、前政権の経済政策を継承する方針を示した。菅首相は、令和2年9月23日、日本銀行の黒田東彦^{はるひこ}総裁と会談し、引き続き連携して金融政策の運営に当たることで一致した。

日本銀行は、同年10月の金融政策決定会合で、消費者物価の前年比上昇率2%という「物価安定の目標」の実現を目指し、現行の金融緩和策の維持を決定した。また、当面、同感染症の影響を注視し、必要があれば、ちゅうちょなく追加的な金融緩和措置を講ずるとした。

内閣府は、同年11月、令和2年度年次経済財政報告を公表した。報告では、我が国は、感染症への対策を講じつつ、経済活動の再開・拡大を進めているものの、国内外の感染症への懸念はいまだ大きく、先行きも極めて不透明であるとした。その上で、我が国経済は、感染症対策として要請した自粛等の影響により、これまでにない厳しい状況に陥ったが、同年4、5月を底として持ち直しの動きがみられており、経済活動を引き上げていく局面に入っていると分析した。一方で、政策支援の効果もあって、消費は大きく反転したものの、今後の感染者数の増加により需要の下振れが顕在化するリスクは小さくなく、また、同様のことは輸出にも当てはまり、諸外国における感染動向とそれに対する防疫措置が我が国に与える影響には十分留意する必要があるとした。

第3章 治安情勢

第1 公安情勢

1 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

ア 抗議活動の状況

右翼は、令和2年（2020年）中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐっては、令和2年4月に予定されていた中国の習近平国家主席の国賓訪日を捉え、「何故、習近平を国賓で日本に呼び、天皇陛下に会わせなければならないのか。習近平を来日させることは屈辱以外の何ものでもなく、断固として反対する」などと主張したほか、来日延期発表後は「来日延期ではなく中止にすべきである」などと主張した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を捉え、「新型コロナウイルスの元凶は中国である。日本のみならず世界中にまでウイルスをまん延させた中国の責任は重い」などと批判したほか、中国公船が尖閣諸島周辺での領海侵入を繰り返していることを捉え、「尖閣諸島周辺への領海侵犯や日本漁船に対する追尾等の行為は、到底許されるものではない。日本国民の怒りは頂点に達している」などと批判した。右翼は、令和2年中（10月31日現在）、中国関連で延べ約1,400団体、約3,000人、街頭宣伝車約900台（前年同期：延べ約520団体、約1,130人、街頭宣伝車約380台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシアをめぐっては、令和2年7月、ロシアの憲法改正案に領土の割譲に関する交渉の禁止が盛り込まれたことを捉え、「北方領土は我が国の領土であり、不法占拠しているのはロシアである。ロシアの身勝手な行動に左右されることなく、北方領土の返還を求めていかなければならない」などと主張した。右翼は、令和2年中（10月31日現在）、ロシア関連で延べ約600団体、約1,700人、街頭宣伝車約600台（前年同期：延べ約820団体、約2,030人、街頭宣伝車約750台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国をめぐっては、令和2年7月、韓国自生植物園において、安倍首相（当時）をモチーフにしたとされる「永遠の贖罪」と題する像が設置されたことを捉え、「完全な侮辱行為で不愉快だ。韓国の愚行は我々の想像を超えるものであり、このような韓国との国交は断絶しなければならない」などと批判したほか、慰安婦問題や韓国が竹島を不法占拠していることを捉え、「従軍慰安婦問題は事実無根、竹島占拠は国際法上の違法行為である」などと批判した。右翼は、令和2年中（10月31日現在）、韓国関連で延べ約800団体、約1,700人、街頭宣伝車約600台（前年同期：延べ約1,680団体、約3,640人、街頭宣伝車約1,320台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「全世界が新型コロナウイルス感染症の対策をとっている中、北朝鮮がミサイルを発射する行為は、全世界を敵に回す挑発行為である」などと批判したほか、北朝鮮による拉致の被害者である横田めぐみさんの父親で、拉致被害者家族連絡会初代代表の横田滋氏の死去（令和2年6月）を捉え、「横田滋さんがお亡くなりになった。北朝鮮は別人の骨をめぐみさんの遺骨と言って返還するなど、ふざけた態度を繰り返している」などと批判した。右翼は、令和2年中（10月31日現在）、北朝鮮関連で延べ約400団体、約800人、街頭宣伝車約300台（前年同期：延べ約470団体、約960人、街頭宣伝車約370台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対応を捉え、「緊急事態宣言の発令や解除にしろ、政府のやることは全てが遅すぎる」などと批判した。また、令和2年9月、菅内閣発足を捉え、憲法改正への期待感を示した一方、一部は「安倍政権を継承する菅政権には、何一つ期待できない」などと批判した。右翼は、令和2年中（10月31日現在）、政局関連で延べ約1,000団体、約2,500人、街頭宣伝車約700台（前年同期：延べ約510団体、約980人、街頭宣伝車約320台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすお

それがある。

イ 紛弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,000台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

令和2年中（10月31日現在）、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約190社（実数約10社）（前年同期：延べ約90社、実数約40社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和2年中（11月30日現在）、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

令和2年中（10月31日現在）、右翼運動に伴う事件の検挙は47件62人（前年同期：85件102人）であった。また、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の検挙は33件35人であった。

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に伴う事件の検挙は11件19人（前年同期：15件15人）であった。

このほか、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、右翼及びその周辺者から拳銃3丁（前年同期：2丁）を押収した。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

ア 右派系市民グループ

令和2年中（10月31日現在）、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約10件（前年同期：約20

件）行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

イ 違法行為の取締り

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、令和2年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「「暗黒の21世紀」世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」（全40巻）の刊行を令和2年9月から開始したほか、「黒田思想をわがものに強大な前衛党组织を建設しよう」、「同志黒田の諸著作に学び、彼の哲学をわがものにするために、相互に切磋琢磨しようではないか」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「「連合」指導部

を弾劾し、ネオ産業報国会としての「連合」を脱構築するために全力をあげてたたかおうではないか」、日本郵政グループ労働組合（JP労組）に対しては、「JP労組本部による事業危機突破のための春闘への歪曲を許すな」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「文科省尻押しへと組合員を引き回す日教組本部を弾劾しよう」などと、それぞれ指導部に対する批判を開展し、そのうち、日教組主催の教研集会の会場周辺では、参加者に対して同派への結集を呼び掛けるビラを配布した。

大衆運動においては、「コロナ危機」を利用した「緊急事態条項」の創設＝憲法改悪の攻撃を断固として打ち碎け」などと改憲阻止を強調し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組んだ。このほか、「香港国家安全維持法」の制定・施行を捉え、「中国ネオ・スターリニスト権力による香港人民大弾圧を許すな」などと中国政府を批判し、中国大使館及び各地の中国総領事館に対して、独自の抗議活動に取り組んだ。

また、大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を開展し、同調者の獲得を図った。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）と東日本旅客鉄道労働組合（以下「JR東労組」という。）については、同年2月にJR東労組の一部組合員が脱退して新労組を結成する動きがあったものの、同年6月にJR総連及びJR東労組はそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崎明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、令和2年中も引き続き、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に、「改憲阻止」を最重要課題に掲げて活動した。

令和2年9月、2年ぶりに開催された革共同政治集会で、清水丈夫議長が約50年ぶりに公の場に姿を現し、「旧政治局の誤りが深刻な党的危機と混乱をもたらしました。その責任は私にあります」などと発言し、平成27年（2015年）1月に開催した革共同第7回全国大会以降の政治局の指導が「空論主義」に陥っていたとして誤りを認めるとともに、今後は公然活動に取り組んでいくと発言した。

同集会では、秋月丈志書記長が、引き続き、「非合法・非公然の党の建設を労働者階級自身の課題として推進しよう」と訴えた。

「国鉄闘争」においては、令和2年7月、「国鉄闘争全国運動7・26全国集会」を、同年11月、「11・1全国労働者総決起集会」をそれぞれ都内で開催し、「国鉄闘争の経験を生かし階級的労働運動を再生させよう」などと訴えた。

同派は、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の社会経済情勢を組織拡大の好機と捉え、「コロナ危機を革命へ」をスローガンに掲げ、同情勢における解雇の撤回等を訴えるデモ等に取り組んだ。

「改憲阻止闘争」においては、平成30年に発足を宣言した「改憲・戦争阻止！大行進」運動の下で結成された地方組織が、各地で集会、デモに取り組んだ。

同派は、「革命に勝利する労働者の党を青年・学生とともにつくろう」と訴え、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」を勧誘活動に積極的に活用した。

一方、機関紙「前進」については、「編集作業上の余裕のなさ」「現場取材力の弱体化」などを理由に、発行回数を週2回から週1回に変更した。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、「あらゆる大学で自治会をつくり、新自由主義・戦争国家化と闘おう」などと主張し、コロナ禍における学費の無償化、検察庁法改正案反対を訴えるデモ等に取り組み、同調者の獲得を図った。

一方、平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉え

て取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

同派は、令和2年8月、機関紙「未来」で、「同盟員（同派活動家）による性暴力事件について深くおわびします」と題し、「同盟（同派）の議長および地方委員全員が辞任」したと公表した。

党中央は、今後も、「国鉄闘争」を基軸に、改憲阻止を中心とした各種闘争を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和2年中も、「農地強奪阻止」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自のデモに取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言」や政府の対策を捉えて、「戒厳令態勢形成弾劾」、「「コロナ解雇」粉碎」などと主張し、首相官邸等に対する抗議活動に取り組んだ。このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、令和2年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモに取り組んだ。また、電源開発大間原子力発電所（青森県大間町）の建設に反対し、現地に活動家を動員して反原発闘争に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。そのうち、平成26年に空港会社が提起した、同グループに対する工作物の収去及び土地明渡し裁判について、令和2年8月、空港会社側の勝訴とする第一審判決が言い渡さ

れたことを受けて、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、控訴審に向けて、「不当判決を絶対に許さない」と主張した。また、平成28年に北原グループが提起した、空港会社側の勝訴が確定している土地明渡し裁判に関して、原告側はこれを不服として土地、建物に対する強制執行停止を求めて控訴しているが、令和2年10月、東京高等裁判所で最終弁論が行われた日に合わせ、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団が、「強制執行阻止」を訴える集会、デモに取り組んだ。

例年春及び秋に北原グループが開催している「全国総決起集会」が、同年9月、約1年半振りに開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第3滑走路の整備等の機能強化に向けた動きに対し、「新型コロナウイルスの感染拡大で成田空港をめぐる状況は一変し、空港の機能強化策は完全に破綻した。今こそ成田空港を廃港に」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るために、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進した。

警察は、令和2年中、極左活動家等10人を検挙した。

同年2月、虚偽内容の国民健康保険被保険者証を使用して、金融機関から通帳等を詐取した革マル派活動家1人を詐欺罪で逮捕（奈良・神奈川）し、同年3月、過少申告した自身の収入記録を自治体にシステム入力させた中核派（党中央）活動家1人を公電磁的記録不正作出・同供用罪で逮捕（千葉）した。さらに、同年6月、虚偽内容を申告して、交付を受けた運転免許証を警察官に提示した革労協主流派活動家1人を免状不実記載・同行使罪で逮捕（福岡・佐賀）したほか、同年10月、虚偽内容を申告して、交付を受けた運転免許証を特別定額給付金の申請に使用するなどした中核派（党中央）非公然活動家1人を免状不実記載・同行使罪で逮捕（警視庁）した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

3 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

平成30年7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐって松本の家族間で争われていた祭祀承継審判について、東京家庭裁判所は、令和2年9月、二女に引渡しを認める決定をした。

しかし、松本が遺骨等の引取先に指定したとされ、引渡しを求めていた四女は、東京高等裁判所に即時抗告しており、裁判の長期化が予想される。

ア 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組ませたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐって生じた内紛の後も、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。これまでのところ、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制に、変化は確認されていない。

令和2年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、同年2月以降、集中セミナー等の大規模行事を中止したが、同年5月の緊急事態宣言解除後は、活動を徐々に活発化させ、勧誘活動も再開した。

なお、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継

続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられる。

イ 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の「反省・総括の概要」を掲載して松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。

令和2年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動に影響を受けるも、インターネット上に、「コロナ感染防止のための免疫力向上にヨガが良い」と呼び掛ける動画を掲載するなどしている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

ウ 観察処分取消訴訟の現状

主流派と上祐派は、観察処分の決定に対して、同決定の取消しを求める行政訴訟を提起しており、平成27年に更新された観察処分に対する行政訴訟に関し、東京地方裁判所は、平成29年9月、同決定のうち、「ひかりの輪」を対象とした部分を取り消す旨の判決を言い渡した。この判決に国が控訴し、東京高等裁判所は、平成31年2月、「被控訴人（ひかりの輪）の出家した構成員の全員、他の会員の6割以上が松本サリン事件・地下鉄サリン事件の当時からの構成員」、「オウム真理教における位階制度を基礎とした体制を維持している」、「松本が説いた（中略）教義を含むオウム真理教の修行体系の最も基礎的ないし本質的部分を継承・維持している」などと判示し、第一審判決を取り消した上、上祐派の請求を棄却し、最高裁判所も、令和2年3月、同派の上告を棄却した。また、主流派について

も、第一審判決に控訴したが、東京高等裁判所は、令和元年11月、同派の控訴を棄却し、最高裁判所も、令和2年7月、同派の上告を棄却した。

なお、上祐派は、平成30年に更新された観察処分の決定に対しても、令和2年2月に同決定の取消しを求める行政訴訟を提起したが、東京地方裁判所は、同月、同派の請求を棄却した。同派が控訴し、訴訟は現在まで係属中である。

エ 組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に31か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行っているほか、SNSを利用し宗教色を感じさせない各種イベントを開催するなど、青年層を中心に接触を図り、ヨーガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

令和2年中は、公安調査庁による立入検査の際、ノートパソコン1台を布団の中に隠匿し、検査を忌避した上祐派出家信者1人を団体規制法違反で逮捕した（2月、福岡）。

一方、地下鉄サリン事件から25年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状に

について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。また、教団施設周辺の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 日本共産党第28回大会の開催結果

日本共産党は、令和2年1月、前回大会から3年ぶりとなる第28回党大会を開催した。

ア 綱領の改定

共産党は、今回大会で、日本共産党綱領の一部を改定した。綱領は、昭和36年（1961年）の第8回党大会で採択されて以来、これまで5回の改定を経ており、今回の改定は、16年ぶり6回目の改定となった。

志位和夫委員長は、今回大会の中央委員会報告において、「今回の綱領一部改定は、綱領第3章・世界情勢論を中心に行い、それとの関係で第5章・未来社会論の一部を改定するもの」と説明し、第3章の中国に対する「社会主義をめざす新しい探究が開始」された国とする評価を削除したほか、第5章の「社会主義に至る「三つの流れ」」（注）に関する記載を削除し、「発達した資本主義国での社会変革は、社会主義・共産主義への大道である」と加筆した。また、現在の諸情勢に即して、「ジェンダー平等」や「原発ゼロの日本」などを新たに記載した。

なお、志位委員長は、今回の改定について、「今日でも正確で有効な諸命題は、最大限そのまま引き継ぐ」との考え方を示しており、日本が米国の「事実上の従属国である」とする現状規定、民主主義革命から社会主義革命へと進む二段階革命論、幅広い勢力を結集する統一戦線戦術といった改定前綱領の基本路線に係る部分に変更を加えなかったことから、今後も共産党は、これらの基本路線を堅持するものとみられる。

（注） 改定前綱領で示されていた「三つの流れ」

「21世紀の世界は、①発達した資本主義諸国での経済的・政治的矛盾と人民の運動のなかからも、②資本主義から離脱した国ぐにでの社会主義への独自の道を探求する努力のなかからも、③政治的独立をかちとりながら資本主義の枠内では経済的発展の前途を開きえないでいるアジア・中東・アフリカ・ラテンアメリカの広範な

国ぐにの人民の運動のなかからも、資本主義を乗り越えて新しい社会をめざす流れが成長し発展することを、大きな時代的特徴としている。」（改定前綱領・第5章第17節）

イ 中央委員会の人事

共産党の中央委員会の人事では、志位委員長、小池晃書記局長が再任され、「志位－小池」体制が維持された。また、市田忠義、緒方靖夫、田村智子、浜野忠夫、山下芳生の各副委員長が再任される一方、広井暢子前副委員長に代わって、倉林明子副委員長が新たに加わった。その中でも、山下副委員長については、規約にはないポストである「筆頭副委員長」に据えられ、「書記局長と同等の立場で委員長を補佐」することとなった。また、田村副委員長を女性では史上初めてとなる政策委員会責任者に据えたほか、倉林副委員長を新設したジェンダー平等委員会責任者にするなど、女性幹部の登用が目立った。

なお、平成18年1月の第24回党大会で議長職を退任した後も常任幹部会委員となっている不破哲三前議長は、引き続き常任幹部会に選任された。

ウ 党建設

共産党の現勢については、党員数が27万人余、「しんぶん赤旗」の購読者数が日刊紙及び日曜版の購読者数の合計で約100万人と発表された。党員数は、前回大会に比べ約3万人の減少、「しんぶん赤旗」の購読者数は約13万人の減少となった。党員数は平成26年の第26回党大会以降3大会連続、「しんぶん赤旗」購読者数は昭和57年の第16回党大会以降13大会連続での減少となり、長期的な減少傾向に歯止めが掛からない状況がみられる。

こうした中、今回大会では、史上初めて、党建設に関する独立した決議（大会第二決議）が設けられ、山下副委員長は、その理由について、「わが党にとって、いまが党建設でなんとしても後退から前進に転ずる歴史的時期であるとの認識と決意にたってのもの」と説明した。この大会決議では、「党創立100周年（令和4年）までに野党連合政権と党躍進を実現する強く大きな党の建設をめざす」として、党員と「しんぶん赤旗」購読者を第28回党大会時比で130%とする目標などを示した。

(2) 党勢拡大に向けた取組

共産党は、第28回党大会で示した目標の達成に向けて、党大会直後から、「しんぶん赤旗」紙面で、党員に対する党勢拡大への取組を指示し始め、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中でも、「条件のあう人には、約束をとって入党を働きかける場をつくりましょう」と党員拡大の指示を出し続けた。しかし、党員数は、党大会後から同年5月までの間に、2,837人減少し、「しんぶん赤旗」購読者数も同年2月から同年5月までの間に、日刊紙及び日曜版の購読者数の合計(電子版を除く)で1,768人の減少となった。こうした中、共産党は、同年6月1日付で中央委員会常任幹部会声明を発表し、同月2日から同年9月30日までの4か月間を、「党員拡大を中心とする党勢拡大特別月間」(以下「特別月間」という。)に設定して、①「すべての都道府県・地区委員会が、党員拡大で、毎月、「現勢での前進」をかちとり、「特別月間」をつうじて大会後の後退分をとりもどし大会現勢を回復・突破する。すべての支部・グループが、党員拡大に足を踏み出す」、②「「しんぶん赤旗」読者拡大でも、毎月前進をかちとり、「3割増」にむかう持続的な前進の軌道に乗せる」の2点を目標に、集中的に党勢拡大に取り組むこととした。

共産党は、特別月間終了後に開催した全国都道府県委員長会議において、その結果について、2,790人が新たに入党したほか、「しんぶん赤旗」購読者数は日刊紙で736人、日曜版で2,832人、電子版で340人が増加したと公表し、志位委員長は、「党建設で、長期にわたる後退傾向を抜け出し、前進に転ずる重要な”足掛かり”を築いた」と評価した。

共産党は、党創立100周年に向けて、今後も党建設を重視し、党勢拡大の取組を強化していくものとみられる。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合(以下「全労連」という。)は、令和2年5月、都内・文京区において、「9条改憲反対！戦争法廃止！辺野古新基地建設阻止！安倍政権は退陣を！」、「なくせ貧困・格差、8時間働いて暮せる社会を！」などのスローガンを掲げ、「第91回中央メーデー」を開催した。同メーデーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、例年都内・代々木

公園で開催している集会及び集会後のデモ行進を中止し、式典の様子をインターネットで配信する方法により行われた。共産党の志位委員長は、動画メッセージでの来賓挨拶において連帶の重要性を訴えた。

また、同年7月、第30回定期大会をオンラインで開催し、志位委員長は、動画メッセージでの来賓挨拶において、「全労連が、市民と野党の共闘のために大きな役割を果たしてきた」などと強調した上で、「自民党政治を終わりにして、野党連合政権をつくるために、ともに力をあわせて頑張りぬこう」などと訴えた。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組むものとみられる。

5 大衆運動

大衆団体等は、令和2年中も、沖縄米軍基地問題や原子力政策等の様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、県内外の大衆団体等が、「政権と闘って辺野古の工事を止める」、「辺野古埋立設計変更は認めない」などと訴え、連日、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和桟橋周辺及び國頭郡本部町の本部港（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内の座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年4月中旬から約2か月間、さらに、同年8月上旬から約1か月間、抗議行動を休止した。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和2年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で合計5件延べ12人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、令和2年9月、大阪府・靱公園に約1,600人（主催者発表）を集め、「老朽原発うごかすな！大集会inおおさか」を開催したほか、都内・日比谷公園に約1,300人（主催者発表）を集め、「9.18さようなら原発首都圏集会」を開催した。

毎週金曜日に首相官邸前で取り組まれている抗議行動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、同年2月下旬から約4か月間中止し、再開後12回はインターネットで配信する方法により取り組まれた。

令和2年中、原子力発電所の再稼働は行われなかつたが、同年1月に福井県の関西電力高浜発電所4号機が、同年11月に鹿児島県の九州電力川内発電所1号機が、それぞれ定期検査から再起動するに際し、大衆団体等は、両発電所前等で抗議行動に取り組んだ。

原子力発電所の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分について、処分地の選定に向けた文献調査に、同年10月8日、北海道の寿都町及び神恵内村が応募することを決定した。同日、寿都町長の自宅に可燃性の液体を撒いて放火しようとした男を現住建造物等放火未遂罪として逮捕（北海道）した。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の再稼働や建設再開、福島第一原発事故の影響で発生した指定廃棄物の最終処分場の設置等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 憲法改正等をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対等を主張し、令和2年5月、国会議事堂前において、「許すな！安倍改憲発議！平和といのちと人権を！5.3憲法集会2020」を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、例年、都内・東京臨海広域防災公園で開催している集会を中止し、現場への参加を呼び掛けずにインターネットで配信する方法により行われた。

また、同年11月には、国会議事堂前に約3,000人（主催者発表）を集め、「平和といのちと人権を！11.3大行動 憲法が生きるコロナ後の社会」を開催した。

大衆団体等は、今後も、憲法改正に反対する運動をはじめ、国内外の諸情

勢を捉えた運動に取り組むものとみられる。

(4) 反グローバリズム運動

国外の反グローバリズムを掲げる勢力は、令和2年（2020年）1月、イスにおいて開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に対し、数百人を集めて抗議行動に取り組むなどした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、インターネット上において、国際会議等の開催を捉えたアピール行動等に取り組んでおり、国内の反グローバリズムを掲げる勢力も、国外の同勢力が経済のグローバル化に反対して開催したインターネット上の討論会に参加するなど、国際的な連携の維持・強化を図った。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対しては、国内の反グローバリズムを掲げる勢力が中心となり、開催1年前となる令和2年7月、都内において「中止一択！東京五輪」（集会・デモ）に取り組んだ。

反グローバリズムを掲げる勢力は、今後も、経済のグローバル化を推進する国際会議等に対し、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェpherd（Sea Shepherd）は、令和2年8月、我が国で行われている捕鯨業を捉えて、「私たちは、毎年日本で行われている虐殺に対する抗議を継続するため、戦略を立て直している」などと表明した。

また、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、シー・シェpherdが現地に活動家を派遣する動向はなかったものの、同年9月、太地町におけるイルカ漁解禁にあわせて、反捕鯨活動家等が世界数か国において在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」に取り組み、国内では、動物権利団体の活動家等がこれに連帯して抗議行動等に取り組んだ。

警察では、平成23年以降、和歌山県警察において「太地町特別警戒本部」を設置し、関係機関と連携した警戒活動を推進するとともに、海上保安庁等との合同警備訓練を実施している。また、出入国在留管理庁等の関係機関と

連携して水際対策を推進している。

シー・シェパードをはじめとする環境保護団体は、今後も我が国の商業捕鯨やイルカ漁をめぐり、様々な抗議行動に取り組むものとみられる。

第2 外事情勢

1 北朝鮮

(1) 朝鮮総聯

ア 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う組織活動の縮小

朝鮮総聯は、例年、「光明星節」（故金正日国防委員長の誕生日である2月16日）、「太陽節」（故金日成主席の誕生日である4月15日）、北朝鮮建国記念日（9月9日）等の北朝鮮の記念日に合わせ、訪朝団を派遣して北朝鮮における各種行事に参加していたところ、北朝鮮メディアでは、令和2年（2020年）中の訪朝団の派遣は報じられていない。北朝鮮当局が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国からの入境を制限している措置に伴うものとみられる。

また、今年は朝鮮総聯結成65周年であったところ、朝鮮総聯中央常任委員会の機関紙である朝鮮新報では、大規模な祝賀行事の開催は報じられておらず、新型コロナウイルス感染症対策のため、大規模な行事は自粛したものとみられる。

なお、朝鮮総聯結成65周年に際し、許宗萬議長が、金正恩委員長に送った手紙の中で、金正恩委員長を「我が同胞社会のためにあらゆる努力と熱い情を傾けてくださる敬愛する元帥」、「総聯愛国偉業を勝利の道に導いてくださる敬愛する最高領導者金正恩元帥」などと称える一方、北朝鮮の最高人民會議常任委員会が、朝鮮総聯に送った祝電の中で、「総聯を、敬愛する最高領導者同志に限りなく忠実な海外愛国組織へとさらに強化して発展させていくべきである」などと指摘するなど、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

イ 幼児教育・保育の無償化等をめぐる動向

朝鮮総聯は、朝鮮学校付属幼稚班（幼稚園）が幼児教育・保育の無償化の対象外とされていることを捉え、総聯中央本部関係者をはじめ、各地方本部や朝鮮学校の関係者が、国会議員、地方議員、有識者等の賛同を得つつ、内閣府、文部科学省、厚生労働省等に対し、要望書や署名を提出するなどの要請行動を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、経済的に困窮して

いる学生を対象に、日本政府が実施している学生支援緊急給付金制度の支給対象から朝鮮大学校の学生が除外されていることを捉え、文部科学省に対し、要望書や署名を提出するなどの要請行動を実施した。

ウ 抗議・けん制等の動向

朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていること、朝鮮学校付属幼稚班が幼児教育・保育の無償化の対象外とされていること等を捉え、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者とともに、「金曜行動」と称する抗議行動を実施している。

また、さいたま市が令和2年3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内の幼稚園や保育施設を対象に市の備蓄マスクを配布した際、埼玉朝鮮初中級学校附属幼稚班を配布の対象から除外したことを探え、朝鮮総聯は、「人権上、また人道上も到底看過できない許し難い行為」であるとして、朝鮮学校関係者や日本人支援者とともに、さいたま市役所に対し抗議行動を行った。

エ 今後の見通し

朝鮮総聯は、令和2年9月6日、中央委員会第24期第3回拡大会議を開催した。同会議では、規約の改正のほか、許宗萬議長が留任する一方、朴久好副議長を第一副議長に任命するなどの中央常任委員会人事を決定した。

許宗萬議長は、同会議の報告において、「朝鮮総聯は、内外反動勢力による継続的な朝鮮敵視政策と反総聯策動に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により結成以来の試練に直面している」などとした上で、この難局を乗り切るため、朝鮮総聯の組織基盤を強化する必要性等を訴えた。

朝鮮総聯は、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用や朝鮮学校付属幼稚班への幼児教育・保育無償化制度の適用をめぐる問題、新型コロナウイルス感染症をめぐる日本政府等の施策をめぐる問題等について、引き続き、支援者らと連帯して街頭宣伝や抗議行動を行うとともに、国会議員や地方議員への働き掛けを強め、関係省庁への要請行動を行うものとみられる。

(2) 対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国際連合安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、我が国としての対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、平成31年（2019年）4月9日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和3年4月13日まで）を決定した。

警察では、平成18年以降、これまでに40件の対北朝鮮措置に係る事件を検挙しており、引き続き、関係機関との緊密な連携を図りつつ、徹底した取締りを推進していくこととしている。

(3) 北朝鮮からの木造船漂着事案

北朝鮮からのものとみられる木造船の漂流・漂着事案は、令和元年中、158件確認され、生存者を伴う事案が2件発生した。令和2年には75件の漂流・漂着事案が確認されているが、生存者を伴う事案は確認されていない（令和2年11月27日現在、海上保安庁調べ）。

警察では、引き続き関係機関と連携して、沿岸地域のパトロール等の諸対策を徹底していくこととしている。

2 北朝鮮による拉致容疑事案等

(1) 拉致容疑事案等

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（注）について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁

警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にD N A型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

(注) 警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性が排除できない方は、令和2年11月末現在、875人

(2) 拉致容疑事案等をめぐる動向

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

令和2年9月に就任した菅首相は、トランプ大統領をはじめとする各国首脳との電話会談において、拉致問題の早期解決に向け引き続き支持を働き掛けるとともに、第75回国連総会の一般討論演説（事前録画）においても、北朝鮮による拉致問題を解決するため、条件をつけずに金正恩委員長と会う意向を示した。

(3) 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一體となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

3　中国

(1)　日中関係

ア　習近平国家主席の国賓来日をめぐる動向

令和元年（2019年）6月27日、習近平国家主席が、G20大阪サミットへ出席するため国家主席としては約9年ぶりに訪日し、令和2年（2020年）春の習近平国家主席の国賓来日について原則一致した。令和元年12月には、安倍首相（当時）が、第8回日中韓サミットへ出席するために中国を訪問した。しかし、令和2年（2020年）3月、日中両国は、習近平国家主席の国賓来日について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先する必要があり、また、習近平国家主席の国賓来日を十分成果が上がるものとするためには両者でしっかりと準備を行う必要があるとの認識で一致し、双方の都合が良い時期に行うことで改めて調整していくこととなった。しかしその後、香港問題の深刻化や、沖縄県・尖閣諸島周辺で繰り返される中国公船の領海侵入への反発を背景に、来日慎重論が広がりつつある。

イ　我が国周辺海空域における中国の動向

(7)　尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国公船は、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降これまでの中国公船の領海侵入日数は延べ283日と過去最多となった（海上保安庁調べ）。

中国公船による、尖閣諸島周辺海域の接続水域の航行は活発化しており、同海域の連続航行日数は、令和2年4月から同年8月にかけて、過去最長となる111日を記録した。

また、同年5月以降、中国公船が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生した。また、同年10月、中国公船が日本漁船に断続的に接近しながら57時間以上にわたり領海侵入を続け、日本政府の尖閣諸島3島の所有権取得以来、連続した領海侵入時間は過去最長を記録した。

中国は、令和元年（2019年）7月、4年ぶりに国防白書を発表し、その中で尖閣諸島について、「中国固有の領土」であると主張した上で、

尖閣諸島周辺海域で行っている艦船の航行について、「法に基づいて国家主権を行使している」などと主張した。中国は、尖閣諸島周辺海域に公船を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図っていくものとみられる。

(1) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活動を活発化させている。

令和元年度の航空自衛隊機による緊急発進回数は、昭和33年（1958年）に対領空侵犯措置を開始して以来、過去3番目に多い947回であった。緊急発進回数のうち、推定を含めて中国軍機に対するものは675回と、約71%に及び、前年度と比べ37回増加した（防衛省発表）。

中国軍機の活動は拡大傾向にあり、今後も我が国周辺空域における中国人民解放軍の活動が拡大するものとみられる。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

令和2年（2020年）1月28日、米国司法省は、世界の研究者を好待遇で集める中国の人材プログラム「千人計画」への参加をめぐり、米国当局に対して虚偽の説明をしたとして、ナノテクノロジーの世界的権威として知られる米ハーバード大学の教授を起訴したと発表した。米国当局によれば、同教授は、「千人計画」に参加して武漢理工大学から報酬等を受け取り、その見返りとして同大学に協力していたが、米国当局へ資金提供に関する報告をせず、「千人計画」への関与についても否定していたとされる。

「千人計画」をめぐっては、同年5月8日にも、米国連邦捜査局（FBI）が、平成24年（2012年）から平成30年（2018年）にかけて、「千人計画」に参加して中国政府から資金を受け取っていたにもかかわらず、米国当局に申告することなく米国航空宇宙局（NASA）等の政府機関から500万ドルの助成金を受けていた詐欺容疑で、米アーカンソー大学電気工学科の中国系米国人教授を逮捕・起訴した。

令和2年（2020年）6月11日、FBIは、査証不正取得の容疑により、中国人民解放軍の将校を米国ロサンゼルスの空港で逮捕したと発表した。

同将校は、人民解放軍の現役の将校であることを隠して医学研究者になりますまし、J1（交換交流）ビザを取得して米カリフォルニア大学サンフランシスコ校で研究を行っていた。同将校は、大学の研究内容を人民解放軍に送付したり、大学研究室のレイアウトを観察し、中国で再現する方法についての情報を持ち帰るよう、中国の上官から指示されていたとされる。

また、同年7月24日、米国司法省は、シンガポール人男性が中国情報機関関係者からの指示の下、5年間にわたり、米国人から機密情報を入手した罪を認めたと発表した。同人は、令和元年（2019年）11月、国防総省で勤務する陸軍将校から機密情報を入手するため米国に入国した際、逮捕された。同人は、中国情報機関員の指示を受け、米国内で偽コンサルタント会社や「リンクトイン（LinkedIn）」（世界最大級のビジネス特化SNS）を使用し、機密情報にアクセスできる米国人をリクルートし、機密情報を入手していたとされる。

さらに、令和2年（2020年）8月17日、米国司法省は、米国中央情報局（CIA）元職員でFBIでの勤務経験も有する男性をスパイ容疑で逮捕したと発表した。同省によれば、同人は香港出身で米国籍を取得しており、平成13年（2001年）に親族と共に謀し、香港で中国当局者にCIAの要員や作戦等に関する情報を売り渡したほか、FBIでも機密情報を盗んだとされる。

イ 我が国における諸工作等

中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

近年では、中国政府、企業、大学等の関係者が、先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛けるなどの動向がみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続きこうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

4 ロシア

(1) 日露関係

ア 日露間の対話

我が国は、ウクライナ危機以降、欧米諸国と足並みをそろえる形でロシアに対して各種制裁を行っている一方で、日露間で今日に至るまで平和条約を締結していないのは異常な事態であるとの認識の下、北方領土問題の解決を含む平和条約締結等について、ロシアとの間で対話を続けている。

令和2年（2020年）5月7日に行われた電話による日露首脳会談では、平和条約締結交渉を引き続き進める方針で一致した。

同年8月31日、安倍首相（当時）は、プーチン大統領と電話で会談し、退陣表明の経緯を説明した。両首脳は、平和条約締結交渉の継続で一致した。

同年9月16日、プーチン大統領は、就任した菅首相に祝電を送り、「2国間関係や国際情勢をめぐり建設的な交流の用意がある」などと表明した。同月29日、菅首相は、プーチン大統領と電話で会談し、北方領土問題を含む平和条約締結交渉の継続を確認した。

日露間の対話は、今後も継続していくものとみられる。

イ 北方領土をめぐる動向

日露両国の首脳間で対話が続く中、ロシアは、北方領土の返還を求める我が国に対し、硬軟織り交ぜた外交姿勢を見せている。

令和元年（2019年）12月19日、プーチン大統領は、年末恒例の記者会見で平和条約締結交渉継続に意欲を示す一方、中距離核戦力（INF）全廃条約失効に伴い日本へのミサイル配備制限が解除されることから、米国の地上発射型中距離ミサイルが北方領土に配備される可能性について触れ、「協議の対象にならざるを得ない」などとし、平和条約締結交渉の中で取り上げる考えを示した。

令和2年7月2日、北方領土の国後島・古釜布において、「領土の割譲に向けた行為を認めない」とするロシア憲法第67条の改正条項（領土割譲禁止条項）が刻印された記念碑の設置式典が行われた。また、プーチン大統領は同月3日、憲法改正の作業部会メンバーとのテレビ会議において、

領土割譲禁止条項に関し、「このテーマが特に重要であるロシアのある地域の住民が、鉄筋コンクリートで記念碑を設置した」などと述べ、同条項が北方領土も念頭に置いていることを示唆した。

同月10日、ロシアのラヴロフ外相は、日本との平和条約締結交渉に関し、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日本の基本方針に対し、「ロシアは同意したことではない」という認識を示した。

同月16日、ロシア外務省のザハロワ報道官は、記者会見において、「日本との平和条約締結交渉と国境画定交渉は何の関係もない」などと述べ、同月4日に発効した改正憲法に明記された「領土割譲禁止」の例外にならないとの認識を示した。北方領土をめぐる交渉が、領土割譲禁止の条項で容認されている「国境画定作業」に該当しないとの立場をロシア側が初めて示した。

同年8月5日、ロシアのジニチエフ非常事態相は、北方領土の国後島を訪問し、救難救助センターの開所式に出席した。同相は、「一度ロシアの国旗を掲げた場所で、これを降ろしてはならない」というニコライI世の言葉を刻んだ大理石の銘板を石碑に取り付けた。

ロシアは同年4月24日、第二次世界大戦終結日を、9月2日から、旧ソ連時代に「対日戦勝記念日」としていた9月3日に変更しており、同年9月3日、第二次世界大戦の終結を記念する行事を各地で実施した。ロシアは、日本に対する勝利を強調し、北方領土の実効支配を正当化する狙いがあるものとみられる。北方領土では、抝捉島、国後島において軍事パレードが行われたほか、色丹島でも記念行事が開催された。

今後も、ロシアは、我が国に対し、硬軟織り交ぜた対応を行うものとみられる。

(2) ロシアによる対日諸工作等

ロシアの情報機関は、世界各地において依然として活発に活動している。

令和2年（2020年）8月、米国司法省は、米国の防衛情報をロシアに提供していたとして、「米軍特殊部隊（グリーンベレー）の元隊員を逮捕・起訴したと発表した。裁判文書によると、元隊員は、「1996年から2011年までの間、ロシアの情報機関であるロシア軍参謀本部情報総局（G R U）のメンバ

一を自称する者たちに故意に情報を提供していた」とされる。

これまで我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っている。令和2年1月25日、通信関連会社の元社員が、同社に在職中の平成31年2月及び同年3月に、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）に唆され、同社の営業秘密である機密情報等を不正に領得したとして、警視庁が元社員を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕し、令和2年5月、同代表代理を同法違反（教唆）で書類送致した。

ロシアは、今後も、大使館員、経済代表団員等を装った情報機関員による各種情報収集活動を行うなどし、先端技術の移転工作等を展開していくものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

5 経済安全保障に関する取組

ポストコロナの国際秩序の在り方を模索する各国の動向が活発化する中、外国への技術流出の危険性、サプライチェーンのせい弱性といった経済安全保障上の脅威がこれまで以上に顕在化しつつある。

警察では、経済安全保障に関連して、従来より、技術情報流出に係る情報収集・分析を推進するとともに、違法行為に対しては厳正に対処している。

令和2年中には、当時大手化学メーカーの社員であった日本人技術者が、平成30年8月から平成31年1月にかけて、不正の利益を得るなどの目的で、その営業秘密管理に係る任務に背き、同社の営業秘密を領得するなどした上で、中国に所在する企業に開示した事件について、大阪府警察が被疑者を不正競争防止法違反（営業秘密侵害、海外重罰適用）により検挙している。

また、警察では、技術流出防止対策が十分に講じられるよう、関係省庁と連携し、検挙事例の具体的な手口に係る情報を共有するなどの取組も推進している。経済安全保障上の脅威の顕在化を踏まえ、警察においては、これらの取組を一層強力に推進していくこととしている。

6 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

(1) 國際的な取組

我が国は、国際社会の平和と安定に対する重大な脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため国際法及び各国内法の範囲内で執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想（P S I（注））」に、発足当初から積極的に参加している。

（注） P S I : Proliferation Security Initiativeの略

(2) 違法行為の取締り

警察では、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進しているところ、これまでに38件の大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件を検挙しており、令和2年3月には、警視庁が、軍用の細菌製剤の開発等に使用されるおそれのある噴霧乾燥器を中国向けに不正輸出した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件を検挙した。

これまでに検挙した事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や、摘発逃れを目的とする輸出品目及び輸出名義人の偽装等、悪質・巧妙な手口が確認されている。

警察では、国内外の諸情勢を的確に把握・分析し、関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

7 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者等の動向

令和2年6月末時点の訪日外国人旅行者数は約395万人（日本政府観光局（J N T O）推計値）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同期と比較して約1,269万人減少し、10年連続続いた増加が一転減少に転じた。

また、同月末時点の在留外国人数（注）は約289万人と、令和元年末時点と比較して約5万人減少した（出入国在留管理庁発表）。

（注） 在留外国人数

中長期在留者と特別永住者を合わせた数

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和2年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、約8万2,600人であり、同年1月1日時点と比較して約300人減少した（出入国在留管理庁発表）。国籍別ではベトナム、タイ及びスリランカが、在留資格別では「技能実習」及び「特定活動」（注）が前年同期と比較して大幅に増加した。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書等を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあつせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

このような中、警察が取締りを実施した結果、令和2年6月末時点における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員は2,029人（暫定値）と前年同期と比較して49人増加した。なお、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は345人（暫定値）となり、前年同期と比較して129人減少した。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

（注） 「特定活動」

出入国管理及び難民認定法が規定する在留資格の一つ。「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」（同法別表第一の五）とされ、法務省ウェブサイトでは、外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ等が例示として挙げられている。

第3 国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（以下「ＩＳＩＬ」）は、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を喪失し、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディが殺害されたものの、その後には、新指導者として、アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシ（アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・マウラ）を指名した。さらに、ＩＳＩＬは、声明において前指導者のテロ活動を継承することを発表し、イラク及びシリア地域以外の支援組織も、相次いで新指導者に対する忠誠を表明した。

ＩＳＩＬは、従前より、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ＩＳＩＬ有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対するテロを実行することや、爆発物や銃器が入手できない場合にはナイフ、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けてきており、令和2年（2020年）中も、ＩＳＩＬ等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生している。

イラク及びシリアでＩＳＩＬが支配地域を喪失したことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れ、外国人戦闘員等の帰国又は移動により、同人らが母国又は第三国でテロを行う危険性が指摘されていた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、人の移動が制限されているところ、イラク及びシリアにおける外国人戦闘員らの残留者の一部は、継続して収容施設又は難民キャンプに収容されるなどしており、ＩＳＩＬが戦闘員の奪還を繰り返し指示する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を不安視した収容者による暴動が発生したとの報道もあり、シリア国内の戦闘員収容施設のせい弱性も指摘されている。また、戦闘員以外の女性や子供の帰還は、同人らが過激思想に感化されていることも考えられ、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念される。

アル・カイダ（以下「AQ」という。）は、指導者のアイマン・アル・

ザワヒリが令和2年（2020年）中も反米・反イスラエル的思想を主張している。

中東、アフリカ等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っている。また、令和元年（2019年）12月には、アラビア半島のアル・カイダ（AQAP）と長期間連絡を取っていたサウジアラビア空軍の航空学生が、訓練のため派遣されていた米国内の海軍基地において銃撃テロを実行した。また、AQ及びその関連組織は、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、脅威は継続している。

（2）我が国を標的とするテロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおけるテロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

実際にシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ISILによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、ISILはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかくなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。

また、欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、ISILやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自

らが居住する国やイスラム過激派が標的とする国の権益を狙ってテロを実行する、いわゆるホームグローン・テロリストによる事件が数多く発生している。我が国においても、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でISILへの支持を表明する者が国内に存在しており、ISILやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

平成12年11月に大阪で逮捕された日本赤軍最高幹部の重信房子については、第一審で懲役20年の判決が言い渡され、平成22年8月に判決が確定した。現在は、重信を含む日本赤軍メンバー4人が服役している。

日本赤軍は、平成13年4月、重信が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2) 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月31日、故田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまって

いるとみられており（岡本武及びその妻は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。）、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられている。

平成24年（2012年）11月の日朝政府間協議では、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたほか、平成26年（2014年）11月には北朝鮮の特別調査委員会（平成28年（2016年）2月に北朝鮮が解体を表明）が「よど号」グループから事情聴取しているが、「よど号」グループの引渡しに向けた具体的な動きはみられていない。

「よど号」グループは、マスコミ報道等を通じて、ハイジャック事件の非は認めているが、拉致容疑事案への関与は否定しており、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策等

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生む。そのため、テロ対策の要諦はその未然防止にある。

一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を制圧・検挙することが必要である。警察では、未然防止及び発生時の対処の両面からテロ対策を推進している。

警察庁は、平成27年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までのおおむね5年程度をめどとして推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進するとともに、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質等への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、

各種テロ対策を強化・加速化してきた。

さらに、平成29年（2017年）には、同年5月の英国・マンチェスターのコンサートホールにおける自爆テロ事件、同年8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。

過去には、オリンピックをはじめとする大規模なスポーツイベントの開催前や開催期間中にテロが発生していることなどを踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて計画的に対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期す必要がある。

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 水際対策の強化

テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に関係省庁の課長級で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（注1）が置かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等により水際対策に成果を上げている。また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S（注2））、外国人個人識別情報認証システム（B I C S（注3））、乗客予約記録（P N R（注4））が運用されているところ、警察では、これらの運用に資する情報を提供するなど、関係省庁と連携して水際対策の強化を図っている。

（注1） 空港・港湾危機管理（担当）官

水際危機管理に関する専門的事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う者であり、全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官には都道府県警察の警察官が充てられている。

（注2） A P I S : Advance Passenger Information Systemの略

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係機関が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

（注3） B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略

来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

（注4） P N R : Passenger Name Recordの略

航空券を利用して入国する旅客の予約情報

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対する管理者対策

近時、薬局、ホームセンター等の店舗やインターネットで購入が可能な化学物質から爆発物を製造する事案が発生しており、我が国においても、大学生らがインターネットを通じて知り合い、爆発物の製造方法に関する情報交換をするなどした上で、インターネットで購入した化学物質などから爆発物を製造した事件が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請

するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。また、近年、爆発物の製造等を目的とした学校からの化学物質窃取事案が発生していることを受け、文部科学省に対し、学校等における化学物質の管理強化等に関する指導を要請している。

さらに、ウェブサイト上で爆発物の製造方法に関する情報を入手したり、インターネット通信販売で原料を入手したりすることにより爆発物を製造する事案が発生していることを踏まえ、爆発物の製造方法等に関する有害情報の発見及びプロバイダ等に対する削除要請を推進している。

このほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

(4) 重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国的重要施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。特に、全国の原子力関連施設では、銃器等使用事案、爆発物使用事案、N B C テロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警備に当たっている。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(5) N B C テロ対策

N B C テロ事案が発生した場合に迅速・的確に対処するため、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）

の機動隊等に、高度な装備資機材を配備したN B Cテロ対応専門部隊を設置しているほか（総勢約200人体制）、その他の府県警察の機動隊等には、必要な装備資機材を配備したN B Cテロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と緊密に連携して、特定病原体等所持者等の事務所等に対して警察庁職員による立入検査等を実施し、防護体制や防犯体制の強化を事業者に要請している。

このほか、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、原子力規制委員会と緊密に連携して、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者の事務所等に対して都道府県警察職員による立入検査等を実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6) 特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（S A T : Special Assault Team）を8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(7) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努め、航空保安を強化している。

(8) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察及び福岡県警察に警察官を増員し、特に沖縄県警察には、自動小銃やヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊（国境離島警備隊）を設置した。訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。

(9) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、都道府県警察において自衛隊との共同訓練を実施しており、令和元年中には図上訓練を5回、実動訓練を34回実施した。

また、平成24年6月、四国電力伊方原発の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原発においても同様の訓練を実施している。

(10) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとされている。

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、内閣官房及び各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の搜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。

(11) 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。平成31年（2019年）4月にはG7内務大臣会合がフランス・パリで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ／リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大で海外渡航が厳しく制限されたことに伴い、令和2年（2020年）中は、多くの各種国際会議等が延期又は中止されることとなった。テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めてい る国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法を施行した。我が国では、同特別措置法及び外為法に基づき、404個人120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき国際テロリストとして公告（令和2年10月15日現在）している。

第4 サイバー空間における警備情勢

1 サイバー攻撃の脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバースピオナージ）といったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっている。サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国において、この脅威に対する対処能力の強化が求められている。

(1) サイバーテロ

情報通信技術が浸透した現代社会において、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃はインフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。我が国では、これまでサイバーテロは発生していないが、海外では、不正プログラムによって金融機関のシステムや原子力関連施設の制御システムの機能不全を引き起こす事案が発生している。

(2) サイバーインテリジェンス

近年、情報を電子データの形で保有することが一般的となっている中、軍事技術への転用も可能な先端技術や、外交交渉における国家戦略等の機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンスの脅威が、世界各国で問題となっている。また、我が国に対するテロの脅威が継続していることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれもある。

(3) サイバー攻撃の手口

サイバー攻撃に用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュー

タに命令するものなどがある。また、不正プログラムに感染させる手口としては、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールによる標的型メール攻撃が代表的である。

2 国内外におけるサイバー攻撃の発生状況

(1) 国内

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が発生しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成27年（2015年）6月、日本年金機構に対するサイバー攻撃により、同機構が保有する個人情報が流出したことが公表されたほか、我が国の複数の機関、団体、事業者等において、サイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生していたことが明らかとなった。また、平成30年2月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所に対し、外部から不正アクセスがあったことが確認され、同年7月に同研究所のメールシステムや管理用ネットワーク内のシステムへの不正アクセスにより、知的財産に関する情報や個人情報の窃取又は閲覧が行われた可能性があるとの調査結果が発表された。

令和2年（2020年）、我が国の複数の防衛関連企業は、不正アクセスを受けたことを同年1月から同年2月にかけて相次いで公表しており、一部企業では防衛情報が流出した可能性があるとしている。また、同年5月、我が国の大手電気通信事業者は、不正アクセスを受け、一部の情報が外部に流出した可能性があることを確認し、公表した。同事業者の海外拠点への侵入をきっかけとし、国内のサーバへ到達したとみられている。さらに、同年8月、我が国の製造業者は、グループ企業の従業員が在宅勤務時、自宅で社有のパソコンを使用した際に不正プログラムに感染したことを起因として社内ネットワークに感染が拡大、従業員等の個人情報等が流出したと発表した。

このように、サイバー空間における脅威は深刻な情勢が続いており、サイバー攻撃の手口の更なる巧妙化・多様化が懸念される。

(2) 国外

ア 発生状況

令和2年（2020年）4月、チェコ共和国のサイバー情報セキュリティ庁は、同国内の医療機関等の情報通信システムに対する大規模なサイバー攻撃に対する警告を発表した。同国内での新型コロナウイルス感染症の発生状況等に関連して、非常に危険なサイバー攻撃の増加を認知したとしている。これを受け、米国国務省は、新型コロナウイルス感染症対策を弱体化させるサイバー攻撃を断じて容認しないとし、各国に対して、自国を送信元としてそうした活動を行っている犯罪組織等を注視するよう求めた。

同年6月、オーストラリアの首相、内務大臣及び国防大臣は、国内の組織が洗練された国家的な主体によるサイバー攻撃の標的になっていると発表した。この攻撃は、あらゆるレベルの政府、産業、政治組織、教育、医療、重要サービス等、幅広い分野にわたるオーストラリアの組織が標的であるとしている。

同年7月、欧州連合（E U）理事会は、過去のサイバー攻撃事案に関与したとして北朝鮮、中国及びロシアの6個人及び3団体に対して初制裁を課すと発表した。当該事案には、平成29年（2017年）に世界各国の政府機関、病院、銀行、企業等のコンピュータに被害を与えたランサムウェア「WannaCry」に関する事案が含まれている。

同年10月、米国サイバーセキュリティ・インフラストラクチャー・セキュリティ庁（C I S A）及びF B Iは、ロシア及びイランによるサイバー攻撃に関する共同声明を発表した。当該声明において、ロシアは米国の州政府等のネットワークを標的としてサイバー攻撃を実行し、少なくとも2台のサーバからデータを窃取したとしており、イランは米国の選挙に影響を与えるためにサイバー攻撃を実行している可能性があるとしている。

今後も、世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

イ 各国に関する情勢

（7） 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っているとみられている。

平成29年（2017年）12月、米国は、同年5月に発生した「WannaCry」等と呼ばれるランサムウェアの感染事案について、北朝鮮によるもので

あるとして、北朝鮮を非難する旨発表した。我が国は、同事案の背景に北朝鮮の関与があったと断定し、米国の発表を支持した。

令和元年（2019年）9月、米国財務省は、「WannaCry」によるサイバー攻撃等に関与したとして、北朝鮮政府が支援するハッカー集団「Lazarus」、「Bluenoroff」及び「Andariel」の3集団を、米国内における資産凍結等の制裁対象に指定したと発表した。また、同月、国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会の専門家パネルは、北朝鮮が大量破壊兵器の開発資金として金融機関や暗号資産交換業者へのサイバー攻撃等を実行し、推定20億ドルを違法に得た疑いがあると報告した。

(4) 中国

中国には、サイバー攻撃を行う様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されている。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っているとみられている。

平成30年（2018年）12月、米国、英国等は、中国を拠点とする「APT10」といわれるサイバー攻撃集団に関して、中国政府からの指示によってサイバー攻撃を行っているなどとする非難声明を発表した。我が国においても、「APT10」からの民間企業、学術機関等を対象とした長期にわたる広範な攻撃を確認しており、かかる攻撃を断固非難する外務報道官談話が同月発表された。

令和2年（2020年）5月、FBIは、中国と関連のあるサイバー攻撃集団等による、米国の新型コロナウイルス感染症に関連した研究機関を標的とした攻撃について捜査していると発表した。攻撃者は、新型コロナウイルス感染症に関する研究に係るネットワーク等から、知的財産及びワクチン、治療法等に関する情報の不正取得を試みていたとしている。これを受け、米国国務省は、かかる試みを非難すると発表し、中国に対して、悪意ある活動を中止するよう求めた。

同年7月、米国司法省は、企業、政府、非政府組織等への不正アクセスで中国籍のハッカー2人を起訴したと発表した。ハッカーは米国のネットワークに対する高度かつ甚大な脅威を及ぼす数テラバイトのデータの

窃取、新型コロナウイルス感染症のワクチン開発等に関する企業のネットワークのぜい弱性の調査等を行っていたとしている。

同年9月、米国司法省は、世界中の100以上の企業のコンピュータを侵害したなどとして、「APT41」(Barium、Winnti、Wicked Panda、Wicked Spider)と呼ばれるサイバー攻撃集団の構成員を含む中国人5人及びマレーシア人2人を起訴したと発表した。

(4) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行ってきたとみられている。

令和2年(2020年)2月、米国、英国、ジョージア等は、令和元年(2019年)のジョージア政府のウェブサイト、同国の放送局等に対するサイバー攻撃に関して、ロシア軍参謀本部情報総局(GRU)によるものであるとする非難声明を発表した。

同年7月、米国、英国及びカナダは、新型コロナウイルス感染症に関する研究及びワクチン開発に関する、ロシアが主体の「APT29」(Cozy Bear、The Dukes)と呼ばれるサイバー攻撃集団が研究情報及び知的財産を窃取しようとしているとして、注意喚起した。特に英国は、ロシアの行動を全く受け入れられないとして、無責任なサイバー攻撃を中止するよう求めた。

同年10月、米国司法省は、平成27年(2015年)から平成28年(2016年)に発生したウクライナに対するサイバー攻撃、平成30年(2018年)ピョンチヤン平昌冬季オリンピック競技大会(以下「平昌大会」という。)に対するサイバー攻撃等に関与したとして、GRUに所属する6人を起訴したと発表した。平昌大会に対するサイバー攻撃では、数千台のコンピュータが被害を受けたなどとしている。

3 サイバー攻撃対策

(1) 体制

警察庁では、サイバー攻撃対策室が、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるとともに、サイバー攻撃対策室長を長とする「サイバー攻撃分析センター」において、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析を実施している。

また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注）には、「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置している。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験をいかし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図っている。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしている。

さらに、警察庁及び地方機関の情報通信部門に「サイバーフォース」を設置しており、都道府県警察のサイバー攻撃対策部門に対する技術支援を実施している。また、警察庁の「サイバーフォースセンター」は、全国の「サイバーフォース」の司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国の「サイバーフォース」に対する指示等を行っている。

（注） 14都道府県警察

北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2) サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、外国治安情報機関との情報

交換を行うとともに、ＩＣＰＯを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

令和元年3月下旬から同年5月下旬にかけて、マイクロソフト社が提供するリモートデスクトップサービス（注1）のせい弱性を悪用し、外部から管理者権限で任意の操作を実行することを狙ったものと考えられる広範囲の宛先ポート（注2）へのアクセスが急増したことを確認したことから、警察庁ウェブサイト「@police」において、適切なセキュリティ対策を講ずるよう注意喚起を行った。また、サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバ（注3）について、サーバを管理する事業者等に働き掛け、不正な蔵置ファイルを削除するなどのC2サーバの機能停止（ティクダウン）を行うよう依頼するなどして、C2サーバの無害化措置を促進している。

（注1） リモートデスクトップサービス

職場等に設置されたコンピュータのデスクトップ環境を、他の場所に設置されたコンピュータ等から閲覧・操作等できるサービス

（注2） ポート

TCP・UDP／IP通信において、利用するサービスを識別するためのインターフェースであり、0から65535までの番号が割り当てられている。

（注3） C2サーバ

Command and Control server（指令制御サーバ）の略。C&Cサーバと省略する場合もある。攻撃者の命令に基づいて動作する、不正プログラムに感染したコンピュータに指令を送り、制御の中心となるサーバのこと。

（3）官民連携の推進

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。

このほか警察では、平素から、事業者等に対し、事案発生時における警察への通報を要請している。また、我が国の事業者等を対象としたサイバー攻撃が呼び掛けられることなどを認知した場合は、攻撃対象とされた事業者等に対して速やかに注意喚起を行い、被害の未然防止を図っている。

さらに、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,100の事業者等（令和2年7月現在）との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバインテリジェンス情報共有ネットワークを構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。また、警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等とで構成する不正プログラム対策協議会において、不正プログラムに関する情報共有を行っているほか、警察庁とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者とで構成するサイバインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会において、標的型メール攻撃等に利用される不正プログラムの接続先等の情報を共有することにより、我が国の事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止している。

(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバー攻撃対策の推進

平成30年（2018年）2月、平昌大会の開会式において、大会システムへのサイバー攻撃により、公式ウェブサイトがダウンしてチケットが印刷できなくなる、会場内Wi-Fiが停止するなどの障害が発生した。過去のサイバー攻撃の発生状況を踏まえると、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、その妨害や情報窃取等を目的とした、サイバー攻撃が発生することが懸念されるため、警察では、対策を強力に推進している。

既存の重要インフラ事業者等に加え、大会組織委員会、競技場をはじめとする大会関係施設等の大会関係事業者等と連携して、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めている。各事業者等と事案発生時における警察との連絡体制を確立しているほか、脅威情報の提供や各事業者等の保有するシステムに関する助言等の各種対策を推進している。また、サイバー攻撃事案の発生を想定したシナリオに基づき、各事業者等と共同対処訓練を実施することにより、事態対処能力の強化を図っている。

第4章 警備実施

第1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた諸対策

国際オリンピック委員会（IOC）は、令和2年（2020年）7月24日からの開催が予定されていた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下この章において「2020年東京大会」という。）の開催を延期し、東京オリンピック競技大会については令和3年7月23日から同年8月8日にかけて、東京パラリンピック競技大会については同年8月24日から同年9月5日にかけて開催することを決定した。

警察としては、引き続き関係機関等と緊密に連携し、警備、交通等の諸対策を推進し、大会の安全かつ円滑な開催の確保に万全を期することとしている。

1 政府における枠組み

政府においては、平成27年（2015年）11月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定するなど、政府として講ずるべき施策に取り組んでいる。テロ対策をはじめとするセキュリティ対策については、平成26年10月に内閣危機管理監を座長とし、警察庁次長等を座長代理とする「セキュリティ幹事会」を設置し、2020年東京大会の警備の計画・運営段階において関係機関を主導する「シニア・セキュリティ・コマンダー」として警察庁次長を登録した。平成28年12月、同幹事会の下にテロ対策及び災害対策を含めた警備対策とサイバーセキュリティのワーキングチームを設け、具体的な対策に取り組んでいる。平成29年3月、同幹事会において大会のセキュリティ確保に必要となる基本的な考え方、総合的な態勢、主な対策、配意事項等が基本戦略として取りまとめられた（令和元年7月に改定）。

このほか、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、平成29年以降、毎年、政府の取組状況について国会に報告し、これを公表している。

2 警察の取組

警察庁では、平成26年1月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置し、平成29年7月、同準備室を「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策推進室」へと格上げすると同時に、2020年東京大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行うため「セキュリティ情報センター」を設置した。また、平成30年4月には、大会に関する各種対策の部門横断的な総合調整を図るため、専任の長官官房審議官を新たに設置して諸対策を推進した。

警視庁では、平成26年1月、警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部（以下この章において「対策本部」という。）を発足させるとともに、同年8月、2020年東京大会を見据え、犯罪を更に減少させ、首都東京の治安に対する信頼感を醸成するため、犯罪対策の中・長期的な展望を示すものとして、「世界一安全な都市、東京」実現のための警視庁ビジョン」を策定した。平成27年11月には、対策本部と2020年東京大会に協賛する企業が協力して情報交換や広報活動を行うことにより、同大会の「安全・安心」の実現に寄与することを目的とする「M P D – T O K Y O 2020 Sponsor Partnership」が設立された。警視庁は、大会におけるテロ対策やサイバー攻撃対策等の課題について、これに参加する公式パートナー企業と協力した取組を行っている。また、平成29年7月から、大会関連施設が多数存在する湾岸エリアに機動隊員を派遣し、パトカーでの駐留警戒等を開始するなど、大会関連施設の安全確保のための対策を推進しているほか、最寄駅から競技会場入口までの観客移動ルートである「ラストマイル」の主要交差点等における防護柵やボラードの設置について関係機関と調整を進めるなど、競技会場外の安全確保のための取組を行っている。このほか、競技運営及び大会運営の能力を高めることを目的として、平成30年から実施されている各種競技のテストイベントでは、組織委員会等の関係機関と連携した警備諸対策を確認するなど、大会の成功に向けた取組を推進している。

第2 警衛・警護

1 警衛

天皇皇后両陛下は、令和元年（2019年）においては、令和元年台風第19号等による被災地御見舞（12月：宮城県・福島県）等のため行幸啓になったほか、令和2年においては、国立障害者リハビリテーションセンター及び国立職業リハビリテーションセンター創立40周年記念式典御臨席及び同施設御訪問（1月：埼玉県）のため行幸啓になった。

なお、天皇皇后両陛下が例年御臨場等される行事（全国植樹祭、国民文化祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会等）は、延期又は中止となった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、令和元年においては、第43回全国育樹祭御臨席（12月：沖縄県）等のためお成りになったほか、令和2年においては、1.17のつどい－阪神・淡路大震災25年追悼式典－御臨席（1月：兵庫県）のためお成りになった。秋篠宮皇嗣殿下は、第64回水族館技術者研究会御臨席（1月：福岡県）、令和元年度済生会総会・懇親会御臨席（2月：新潟県）のためお成りになった。

なお、当初令和2年4月に予定されていた立皇嗣の礼関係行事等は延期となり、同年11月8日に挙行された。同行事等においては、天皇陛下及び皇族方や菅首相その他多数の要人の身辺の安全や、儀式等の安全かつ円滑な遂行の確保のため、総合的な警備諸対策を実施した。

警察では、皇室と国民との親和に配意しつつ、天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止等を図っている。

2 警護

(1) 国内要人

令和元年（2019年）においては、安倍首相（当時）が日中韓サミット（12月）のため中国を訪問するなどしたほか、令和2年においては、安倍首相（当時）が首脳会談等（1月）のため中東（サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びオマーン）を、菅首相が首脳会談等（10月）のため東南アジア（ベトナム及びインドネシア）をそれぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身辺の安全を確保した。

(2) 外国要人

令和元年中は、公式実務訪問賓客としてウズベキスタン共和国大統領夫妻（12月）が来日した。

関係警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保した。

第5章 自然災害等への対応

第1 東日本大震災等を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災後に全国警察で推進された危機管理体制の再点検・再構築により、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の中核となる広域緊急援助隊、緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、それぞれの地域における地理的特性等を踏まえつつ、非常参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

警察庁では、大規模地震や大雨・台風に伴って発生する土砂災害等、我が国における災害特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を近畿管区警察局及び警視庁に整備したほか、平成28年（2016年）度には、大規模災害の対処能力強化に向けた取組として、効果的な部隊投入の決定等に資するために現地指揮所へと派遣する指揮支援班の運用を開始した。さらに、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場での活動を主任務とする広域緊急援助隊特別救助班を16都道府県警察（注）に設置している。また、自衛隊、消防等関係機関との意見交換や合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

（注） 北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡及び沖縄

第2 地震による被害

令和2年（2020年）中は、震度5強以上の地震が1回発生した。

警察では、今後も発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震等における措置等について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めていくこととしている。

第3 大雨による被害

令和2年（2020年）中の大雨による人的被害（10月31日現在）は、死者86人、行方不明者3人等であった。

このうち、令和2年7月豪雨の概要及び警察措置については、次のとおりである。

1 令和2年7月豪雨の概要（人的被害については、10月31日現在）

令和2年7月3日から同月8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通り東日本にのびてほとんど停滞し、前線の活動が非常に活発となった。その結果、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では同月4日から同月7日にかけて記録的な大雨になった。また、岐阜県周辺では同月7日から同月8日にかけて記録的な大雨となった。その後も前線は本州付近に停滞し、同月13日から同月14日にかけて中国地方を中心に、同月27日から同月28日にかけて東北地方を中心に大雨となった。同月3日から同月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリメートルを超える、九州南部、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で、24時間、48時間及び72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。こうした大雨により河川の氾濫^{はん}、浸水害、土砂災害等が発生するなどして、死者84人、行方不明者2人等の被害が発生した。

2 令和2年7月豪雨に伴う警察措置等

管轄区域内で大規模な被害が発生した熊本県警察等では、警察本部長を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣部隊及び警察航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も部隊の装備資機材等の高度化や計画的な整備をはじめ、想定される被災現場における救助技術の更なる検討や警察航空機（ヘリコプター）の積極的な広域運用による早期被害状況等の把握、効果的な部隊派遣・運用等を図り、災害対処能力の向上に努めるとともに、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第4 台風による被害

令和2年（2020年）中は、22個の台風が発生し、うち7個が接近した。

台風による人的被害（10月31日現在）は、死者3人、行方不明者3人であった。

このうち台風第10号の概要及び警察措置については、次のとおりである。

1 台風第10号の概要（人的被害については、10月31日現在）

台風第10号は、令和2年9月1日午後9時に小笠原近海で発生し、日本の南を西北西に進んだ後、同月5日から同月6日にかけて大型で非常に強い勢力で沖縄地方に接近した。その後、勢力を維持したまま北上し、同月6日から同月7日にかけて奄美地方から九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、同月8日午前3時に中国東北区で温帯低気圧に変わった。これにより土砂災害等が発生するなどして、死者3人、行方不明者3人等の被害が発生した。

2 台風第10号に伴う警察措置等

管轄区域内に被害が集中した宮崎県警察等では、警察本部長を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣部隊及び警察用航空機（ヘリコプター）等を活用した被災状況についての情報収集や行方不明者の捜索等の活動を実施した。また、警察庁及び関係管区警察局においても所要の体制を構築し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整等を実施した。

警察では、今後も各種合同訓練の積極的な実施を推進し、関係機関との連携強化等を図るほか、装備資機材の整備を進めるなど、災害対処能力の向上に努め、大規模浸水や河川の氾濫への対応等についての検討を進めていくこととしている。

第5 各種感染症への対策

1 新型インフルエンザ等への対応

警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

を目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年（2013年）4月に施行されたことを踏まえ、同年10月には、発生段階に応じ、警察庁及び都道府県警察が実施すべき、感染対策、水際対策の支援、医療活動の支援、社会秩序の維持、緊急事態措置に対する支援等を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、平成26年7月、国家公安委員会及び警察庁が限られた人員の中で、治安維持機能を継続できるよう必要な事項を定めた「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定した。各都道府県警察においても、知事部局等関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた行動計画を策定している。さらに、警察庁では、新型インフルエンザ等発生時の対処能力向上のため、平成25年度以降、年1回、政府全体訓練と連携した訓練を実施しており、各都道府県警察においても、関係機関、団体等と連携した訓練を実施している。

2 その他国際的に脅威となる感染症への対応

エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が国際社会にとつて大きな脅威となっていることを受け、平成27年9月、関係機関の緊密な連携の下に、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が開催され、同閣僚会議の下に「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（構成員：警備局長）」、「国内検査・研究体制推進サブチーム（構成員：警備第二課特殊警備対策官）」等が設置された。

警察では、同閣僚会議において決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（平成27年9月）」及び「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月）」を踏まえ、関係機関が一体となって行う感染防止対策へ積極的に参画するとともに、情勢の変化に対応した体制の見直し、感染症対策に関する研修・教養、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練、必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行い、対処能力の向上を図ることとしている。